

官報

平成七年四月二十七日

○第百三十二回 衆議院會議録 第二十三号

平成七年四月二十七日(木曜日)

議事日程 第十七号

平成七年四月二十七日

午後一時開議

第一 旅行業法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第二 国際連合委員及び関連委員の安全に関する条約の締結について承認を求めるの件

第三 更生保護事業法案(内閣提出、参議院送付)

第四 更生保護事業法の施行及びこれに伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

第五 精神保健法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 結核予防法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第七 郵便振替法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第八 郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第九 簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○本日の会議に付した案件

日程第一 旅行業法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

平成七年四月二十七日 衆議院會議録第二十三号

旅行業法の一部を改正する法律案

国際連合委員及び関連委員の安全に関する条約の締結について承認を求めるの件

午後一時四分開議
○議長(土井たか子君) これより会議を開きます。

日程第一 旅行業法の一部を改正する法律案

(内閣提出、参議院送付)

○議長(土井たか子君) 日程第一、旅行業法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。運輸委員長井上一成さん。

旅行業法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(井上一成君登壇)

○井上一成君 ただいま議題となりました旅行業法の一部を改正する法律案について、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

旅行業法につきましては、昭和五十七年の改正以来十年余を経過し、この間、旅行業を取り巻く環境が大きく変化していることにかんがみ、以下に述べますような所要の改正を行おうとするものであります。

まず、旅行業務の実態を踏まえ、登録制度の見直しを行い、規制の合理化を図ることとしております。

次に、営業保証金の制度等を改善し、旅行者が倒産した場合のトラブル発生の際には、旅行者が優先してその弁済を受けられるよう旅行者の保護の充実を図ることとしております。

このほか、主催旅行業者の責任や旅行業務取扱主任者の職務の明確化を、また、主催旅行の広告表示や旅行業協会の業務の適正化を進め、旅行に係るトラブル防止のための対策を強化することとしております。

本案は、去る三月十七日に参議院より送付さ

れ、本委員会に付託となり、四月十一日亀井運輸大臣から提案理由の説明を聴取した後、四月二十五日質疑を行い、同日その質疑を終了いたしました。

採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 国際連合委員及び関連委員の安全に関する条約の締結について承認を求めるの件

○議長(土井たか子君) 日程第二、国際連合委員及び関連委員の安全に関する条約の締結について承認を求めるの件を議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長三原朝彦さん。

国際連合委員及び関連委員の安全に関する条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(三原朝彦君登壇)

○三原朝彦君 ただいま議題となりました国連委員安全条約につきましては、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

国際連合の平和維持活動、いわゆるPKO等に従事する要員の死傷者数は近年増加しており、これらの要員の安全の確保は、国際社会、特に国際

平成七年四月二十七日 衆議院會議録第二十三号 更生保護事業法案外一案 精神保健法の一部を改正する法律案外一案

連合の場合においては極めて重要な課題の一つとなつております。

このような背景のもと、平成五年十二月、第四十八回国際連合総会において国際連合委員及び関連委員の安全の確保に関する条約を作成するため委員会が設置され、平成六年三月から三回にわたつて会合し、条約案文につき検討が行われ、この結果、本条約は、同年十二月九日、第四十九回国際連合総会においてコンセンサスにより採択されたものであります。

本条約は、PKO等に従事する国際連合委員等の安全の確保を図るため、これらの要員に対する殺人、誘拐等の行為を犯罪として定め、その犯人の処罰、当該犯罪についての裁判権の設定等について規定しております。

本件は、四月十八日外務委員会に付託され、十九日五十嵐外務大臣臨時代理から提案理由の説明を聴取し、昨二十六日質疑を行い、引き続き採決を行いました結果、全会一致をもって承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) 採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よつて、本件は委員長報告のとおり承認することに決まりました。

日程第三

更生保護事業法案(内閣提出、参議院送付)

日程第四 更生保護事業法の施行及びこれに伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(土井たか子君) 日程第三、更生保護事業法案、日程第四、更生保護事業法の施行及びこれ

に伴う関係法律の整備等に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。法務委員会理事中島洋次郎さん。

更生保護事業法案及び同報告書

更生保護事業法の施行及びこれに伴う関係法律の整備等に関する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(中島洋次郎君登壇)

○中島洋次郎君 ただいま議題となりました両案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

初めに、更生保護事業法案について申し上げます。

本案は、更生保護事業の適正な運営を確保し、その健全な育成発達を図るため、更生保護事業に関する基本事項を定めようとするもので、その主な内容は、

第一に、更生保護事業に関する国の責務と地方公共団体の協力について定めること、

第二に、更生保護法人の制度を創設し、その設立及び監督等について定めること、

第三に、更生保護事業の定義、認可、監督及び補助等について定めること

であります。

次に、更生保護事業法の施行及びこれに伴う関係法律の整備等に関する法律案について申し上げます。

本案は、更生保護事業法の施行に伴い、関係法律の規定の整備等を行うとするもので、その主な内容は、

第一に、更生緊急保護法を廃止し、犯罪者予防更生法に更生緊急保護法中の更生保護に関する規定と同一の規定を設けること、

第二に、既存の更生保護会から更生保護法人へ

の組織変更について定めること、

第三に、更生保護法人について法人住民税の均等割を課さないものとする事

であります。

両案は、いずれも参議院先議に係るもので、三月十七日同院において原案のとおり可決され、本院に送付されたものであります。

委員会においては、両案を一括して議題とし、四月十一日前田法務大臣から提案理由の説明を聴取した後、昨二十六日質疑を行い、これを終了し、直ちに採決を行った結果、両案はいずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) 両案を一括して採決いたします。

両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よつて、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第五 精神保健法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 結核予防法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(土井たか子君) 日程第五、精神保健法の一部を改正する法律案、日程第六、結核予防法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。厚生委員長岩垂壽喜男さん。

精神保健法の一部を改正する法律案及び同報告書

結核予防法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(岩垂壽喜男君登壇)

○岩垂壽喜男君 ただいま議題となりました二法案について、厚生委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、精神保健法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、障害者基本法及び地域保健法の成立など、最近における精神障害者の福祉及び医療をめぐる状況を勘案して、精神障害者の社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加の促進等を図ろうとするもので、その主な内容は、

第一に、法律の題名を精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に改めるとともに、目的等に自立と社会参加の促進を位置づけること、また、新たに精神障害者保健福祉手帳制度を創設するほか、精神障害者についての正しい知識の普及、精神障害者及びその家族等に対する相談指導など、地域精神保健福祉施策に関する規定を整備するとともに、福祉ホーム、福祉工場などの社会復帰施設や社会適応訓練事業等を法定化すること、

第二に、適正な精神医療の確保のための措置として、精神保健指定医の五年ごとの研修受講促進措置を講ずるとともに、医療保護入院等を行う精神病院における常勤指定医の必置制等について規定すること、

第三に、措置入院及び通院医療に係る公費負担制度における公費優先の仕組みを保険優先の仕組みに改めること

等であります。

次に、結核予防法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、近年の結核罹患率の低下傾向の鈍化、地域格差の拡大等、結核を取り巻く環境の変化に対応し、国及び地方公共団体の義務に係る規定の

整備を行うとともに、公衆衛生水準の向上、医療保険制度の充実等の状況にかんがみ、結核医療に係る公費負担制度における公費優先の仕組みを保険優先の仕組みに改めることとあります。

○議案は、去る二月十日付託となり、四月十九日井出厚生大臣から提案理由の説明を聴取し、昨日の委員会において質疑を終了いたしましたところ、精神保健法の一部を改正する法律案に対し、日本共産党より、任意入院等措置入院以外の入院に要する費用について通院医療と同様の公費負担を行うことを内容とする修正案が提出され、採決の結果、修正案は賛成少数で否決され、両案はそれぞれ全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

○議長(土井たか子君) 両案を一括して採決いたします。

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第七 郵便振替法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第八 郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(土井たか子君) 日程第七、郵便振替法の一部を改正する法律案、日程第八、郵便貯金法の一部を改正する法律案、日程第九、簡易生命保険の積立金の運用に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(土井たか子君) 日程第七、郵便振替法の一部を改正する法律案、日程第八、郵便貯金法の一部を改正する法律案、日程第九、簡易生命保険の積立金の運用に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。委員長報告を求めます。通信委員長自見庄三郎さん。

郵便振替法の一部を改正する法律案及び同報告書

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔自見庄三郎君登壇〕

○自見庄三郎君 たいだいま議題となりました三法律案につきまして、通信委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、郵便振替法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、利用者の利便の向上等を図るため、特殊取り扱いとして、郵便振替の払込書の用紙に口座番号等の記載事項を印字して加入者に交付する等の取り扱いができることとするともに、国税及び電波利用料について、これらを納付すべき者の郵便振替口座の預かり金から払い出すことにより納付することができるとする等を行おうとするものであります。

次に、郵便貯金法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、金融・経済環境の変化に適切に対応し、郵便貯金事業の健全な経営の確保に資するため、郵便貯金特別会計の金融自由化対策資金の運用の対象に先物外国為替を加えることとし、先物外国為替に運用する場合には、証券会社に委託する方法によらなければならないこととするものであります。

次に、簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

す。本案は、金融・経済環境の変化に適切に対応し、簡易生命保険の加入者の利益の増進を図るため、簡易生命保険特別会計の積立金の運用の対象に先物外国為替を加えることとし、先物外国為替に運用する場合には、証券会社に委託する方法によらなければならないこととするものであります。

三法律案は、いずれも三月十五日参議院より送付され、同日日本委員会に付託されました。

委員会におきましては、去る四月十三日大出郵政大臣から提案理由の説明を聴取し、昨二十六日質疑を行い、採決の結果、郵便振替法の一部を改正する法律案は全会一致をもって、郵便貯金法の一部を改正する法律案及び簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案は賛成多数をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

○議長(土井たか子君) これより採決に入ります。

まず、日程第七につき採決いたします。

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第八及び第九の両案を一括して採決いたします。

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、両案とも委員長報告のとおり可決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

とも委員長報告のとおり可決いたしました。

○山本有二君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

参議院提出、緑の募金による森林整備等の推進に関する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(土井たか子君) 山本有二さんの動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

緑の募金による森林整備等の推進に関する法律案(参議院提出)

○議長(土井たか子君) 緑の募金による森林整備等の推進に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。農林水産委員長中西績介さん。

緑の募金による森林整備等の推進に関する法律案及び同報告書

〔中西績介君登壇〕

○中西績介君 たいだいま議題となりました緑の募金による森林整備等の推進に関する法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、森林及び樹木が、水源の涵養、環境の保全等、人間の健康で文化的な生活を確保する上で欠くことのできない役割を果たしていることにかんがみ、我が国における森林の整備及び緑化の推進並びにこれらに係る国際協力の推進に資するため、緑の募金の健全な発展を図るために必要な措置を講ずることにより、国民が行う森林整備等に係る自発的な活動等の円滑化を図ろうとするも

のであります。

本案は、四月二十六日参議院より送付され、同日本委員会に付託されました。

委員におきましては、本四月二十七日提出者参議院農林水産委員長から提案理由の説明を聴取した後、直ちに採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(土井たか子君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時二十六分散会

出席閣僚大臣

外務大臣 河野 洋平君
法務大臣 前田 勲男君
厚生大臣 井出 正一君
農林水産大臣 大河原太一郎君
運輸大臣 亀井 静香君
郵政大臣 大出 俊君

○議長報告

(条約送付及び通知)

一、去る十九日、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。

千九百九十四年の国際熱帯木材協定の締結について承認を求めるの件

(通知書受領)

一、去る十九日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

サリン等による人身被害の防止に関する法律
一、昨二十六日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

許可、認可等の整理及び合理化のための運輸省関係法律の一部を改正する法律

電波法の一部を改正する法律
電気通信事業法の一部を改正する法律

(報告書及び文書受領)

一、去る二十一日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

林業基本法第九條第一項の規定に基づく平成六年度林業の動向に関する年次報告

林業基本法第九條第二項の規定に基づく平成七年度において講じようとする林業施策についての文書

一、去る二十五日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

沿岸漁業等振興法第七條の規定に基づく平成六年度沿岸漁業の動向に関する年次報告

沿岸漁業等振興法第七條の規定に基づく平成七年度において沿岸漁業等について講じようとする施策についての文書

一、去る二十五日、内閣から次の報告書を受領した。

平成六年度第三・四半期における予算使用の状況

一、昨二十六日、内閣から次の報告書を受領した。

平成六年度第三・四半期における国庫の状況

(政府委員承認)

一、去る二十一日、土井議長は、村山内閣総理大臣申し出の次の者を、第百三十二回国会政府委員に任命することを承認した。

員に任命することを承認した。

防衛庁防衛局長 秋山 昌廣
防衛庁経理局長 佐藤 謙

外務省総合外交政策局長 林 暘
軍備管理・科学審議官

一、去る二十四日、土井議長は、村山内閣総理大臣申し出の次の者を、第百三十二回国会政府委員に任命することを承認した。

外務省欧亜局長 野村 一成
外務省中近東アフリカ局長 法眼 健作

通商産業省機械情報産業局長 渡辺 修

(政府委員任命)

一、去る二十一日、村山内閣総理大臣から土井議長あて、二十一日議長において承認した秋山昌廣外二名を、同日第百三十二回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、去る二十四日、村山内閣総理大臣から土井議長あて、二十四日議長において承認した野村一成外二名を、同日第百三十二回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(政府委員退任)

一、去る二十一日、村山内閣総理大臣から土井議長あて、第百三十二回国会政府委員中左記のとおり異動があり、政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

記

異動前の氏名 異動後の氏名 年月日

官職名 官職名 年月日

防衛庁防衛局長 氏 名 官職後の氏名 年月日

防衛庁防衛局長 氏 名 官職後の氏名 年月日

防衛庁防衛局長 氏 名 官職後の氏名 年月日

防衛庁防衛局長 氏 名 官職後の氏名 年月日

防衛庁防衛局長 氏 名 官職後の氏名 年月日

一、去る二十四日、村山内閣総理大臣から土井議長あて、第百三十二回国会政府委員中左記のとおり異動があり、政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

記

異動前の氏名 異動後の氏名 年月日

官職名 官職名 年月日

外務省欧亜局長 西田 恒夫 (解職) 平七・四・四

外務省中近東アフリカ局長 重家 俊範 (同) 同

通商産業省機械情報産業局長 中野 正孝 (同) 同

(理事補欠選任)

一、去る十九日、厚生委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 鈴木 俊一君 (理事持永和見君去る十一日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任 補欠

石橋 一弥君 安倍 晋三君

田野瀬良太郎君 小野 晋也君

谷 洋一君 岸本 光造君

蓮実 進君 栗原 博久君

愛野興一郎君 仲村 正治君

吹田 悦君 藤村 修君

吉田 公一君 岩浅 嘉仁君

平成七年四月二十七日 衆議院會議録第二十三号 議長の報告

仲村 正治君 藤村 修君	愛野興一郎君 吹田 惺君	太田 誠一君 愛野興一郎君 太田 誠一君	赤羽 一嘉君 久保 哲司君 久保 卓史君 赤羽 一嘉君 大矢 卓史君	福留 泰蔵君 赤羽 一嘉君 福留 泰蔵君	塩崎 恭久君 安倍 晋三君 塩崎 恭久君	谷垣 慎一君	大島 理森君 熊代 昭彦君 塩谷 立君 渡辺浩一郎君 石橋 一弥君 谷 洋一君 蓮実 進君 吉田 公一君	山口 俊一君 浜田 靖一君 山口 俊一君	安全保障委員 補欠 柴野たいぞう君	一、去る二十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 厚生委員 柳田 稔君 月原 茂皓君	建設委員 補欠 月原 茂皓君 柳田 稔君	文教科員 補欠 久保 哲司君 久保 卓史君 赤羽 一嘉君 大矢 卓史君	厚生委員 補欠 赤羽 一嘉君 福留 泰蔵君	運輸委員 補欠 安倍 晋三君 塩崎 恭久君	谷垣 慎一君	大島 理森君 熊代 昭彦君 塩谷 立君 渡辺浩一郎君 石橋 一弥君 谷 洋一君 蓮実 進君 吉田 公一君	山口 俊一君 浜田 靖一君 山口 俊一君	安全保障委員 補欠 柴野たいぞう君	一、去る二十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 厚生委員 柳田 稔君 月原 茂皓君	枝野 幸男君 吉井 英勝君 矢島 恒夫君	大蔵委員 補欠 荒井 広幸君 若松 謙維君 塩崎 恭久君 上田 清司君	運輸委員 補欠 川島 實君 坂本 剛二君 志位 和夫君 川島 實君 坂本 剛二君 志位 和夫君	労働委員 補欠 志位 和夫君 寺前 巖君 志位 和夫君 寺前 巖君	予算委員 補欠 坂本 剛二君 川島 實君	川島 實君 坂本 剛二君 川島 實君	大蔵委員 補欠 坂本三十次君 山本 有二君	外務委員 補欠 山本 有二君	大蔵委員 補欠 坂本三十次君 山本 有二君	一、昨二十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 法務委員 補欠 青木 宏之君 熊谷 弘君	中谷 元君 青木 宏之君 熊谷 弘君 坂本三十次君 高橋 辰夫君 熊谷 弘君	文教委員 補欠 小此木八郎君 稲葉 大和君	厚生委員 補欠 金田 英行君 高橋 辰夫君 久保 哲司君 保岡 興治君 森井 忠良君 金田 英行君 蓮実 進君 野呂 昭彦君 保岡 興治君 久保 哲司君 森井 忠良君	農林水産委員 補欠 初村謙一郎君 神崎 武法君	初村謙一郎君 神崎 武法君	初村謙一郎君 神崎 武法君	通信委員 補欠 木村 義雄君 森本 晃司君 大野 功統君 山崎 泉君 吉岡 賢治君	補欠 木村 義雄君 森本 晃司君 大野 功統君 山崎 泉君 吉岡 賢治君	補欠 木村 義雄君 森本 晃司君 大野 功統君 山崎 泉君 吉岡 賢治君	補欠 木村 義雄君 森本 晃司君 大野 功統君 山崎 泉君 吉岡 賢治君
-------------------------	-------------------------	-------------------------------------	---	-------------------------------------	-------------------------------------	---------------	---	-------------------------------------	----------------------------------	---	---	--	--	--	---------------	---	-------------------------------------	----------------------------------	---	-------------------------------------	--	--	--	---	-----------------------------------	--	-------------------------------	--	--	---	--	--	--	--------------------------	--------------------------	--	---	---	---

労働委員

辞任

榊屋 敬悟君

久保 哲司君

安全保障委員

久保 哲司君

榊屋 敬悟君

科学技術委員

渡辺浩一郎君

保岡 興治君

日笠 勝之君

勝之君

(常任委員退職)

一、去る十九日、外務委員石原慎太郎君は退職された。

(議案受領)

一、去る二十五日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

緑の募金による森林整備等の推進に関する法律案

一、昨二十六日、参議院から受領した同院提出案は次のとおりである。

緑の募金による森林整備等の推進に関する法律案

一、昨二十六日、参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。

万国郵便連合憲章の第五追加議定書の締結について承認を求めるの件

万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件

小包郵便物に関する約定の締結について承認を求めるの件

郵便為替に関する約定の締結について承認を求めるの件

郵便小切手業務に関する約定の締結について承認を求めるの件

食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、去る二十五日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

緑の募金による森林整備等の推進に関する法律案(農林水産委員長提出、参法第三号)(予)

一、昨二十六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

万国郵便連合憲章の第五追加議定書の締結について承認を求めるの件(条約第一号)(参議院送付)

万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件(条約第二号)(参議院送付)

小包郵便物に関する約定の締結について承認を求めるの件(条約第三号)(参議院送付)

郵便為替に関する約定の締結について承認を求めるの件(条約第一号)(参議院送付)

郵便小切手業務に関する約定の締結について承認を求めるの件(条約第二号)(参議院送付)

以上五件 外務委員会 付託

緑の募金による森林整備等の推進に関する法律案(参議院提出、参法第三号)

(議案送付)

一、去る十九日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

千九百九十年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

サリン等による人身被害の防止に関する法律案(議案通知)

一、去る十九日、参議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨参議院に通知した。

千九百九十四年の国際熱帯木材協定の締結について承認を求めるの件

(議案通知書受領)

一、去る十九日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

の通知書を受領した。

サリン等による人身被害の防止に関する法律案

一、昨二十六日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

許可、認可等の整理及び合理化のための運輸省関係法律の一部を改正する法律案

電波法の一部を改正する法律案

電気通信事業法の一部を改正する法律案

(議案撤回申し出)

一、昨二十六日、議員から、次の議案を撤回する旨の申し出があった。

外国産牛肉輸入調整法案(江藤隆美君外四名提出、第百二十八回国会衆法第一号)

(質問書提出)

一、昨二十六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

函館空港における東京路線のナイトステイの実現に関する質問主意書(金田誠一君提出)

旅行業法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成七年三月十七日

参議院議長 原 文兵衛

衆議院議長 土井たか子殿

旅行業法の一部を改正する法律案

旅行業法(昭和二十七年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「旅行業」を「旅行業等」に改める。

第一条中「旅行業」を「旅行業等」に改める。

第二条第一項中「行なう」を「行う」に、「もつぱら」を専らに改め、同項第一号中「取次」を「取次ぎ」に改め、同項第四号中「付随して」を「付随して」に、「取次」を取次ぎに改め、同項第五号及

び第六号中「付随して」を「付随して」に改め、同項第八号を削り、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項各号に掲げる」を「第一項各号に掲げる行為(第十四条の二第一項の規定により他の旅行業者を代理して主催旅行契約を締結する行為を含む)又は旅行業者代理業を営む者が取り扱う前項に規定する代理して契約を締結する」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 この法律で「旅行業者代理業」とは、報酬を得て、旅行業を営む者のため前項第一号から第六号までに掲げる行為について代理して契約を締結する行為を行う事業をいう。

「第二章 旅行業」を「第二章 旅行業等」に改める。

第三条中「旅行業」の下に「又は旅行業者代理業」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第四条第一項第一号を次のように改める。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

第四条第一項第四号を次のように改める。

四 旅行業を営む者とする者にあつては、主催旅行を実施するものであるかどうかその他の旅行業務に関する取引の実情を勘案して運輸省令で定める業務の範囲の別

第四条第一項第五号及び第六号を削り、同項第七号中「旅行業代理店業」を「旅行業を営む者とする者にあつては、旅行業者代理業」に改め、同項を同項第五号とし、同項第八号中「旅行業代理店業」を「旅行業者代理業」に改め、同項を同項第六号とし、同条第三項を削る。

第五条第一項中「除く外、左にを」を「除くほか、次に」に改め、「旅行業者登録簿の下に」又は「旅行業者代理業者登録簿」を加え、同項第二号中「登録年月日」の下に「及び登録番号」を加え、同条第二項中「直ちに」を「遅滞なく」に改める。

第六条第一項第一号中「旅行業」の下に「又は旅行業者代理業」を加え、同項第七号中「第十一

旅行業者代理業」を加え、同項第七号中「第十一

旅行業者代理業」を加え、同項第七号中「第十一

旅行業者代理業」を加え、同項第七号中「第十一

旅行業者代理業」を加え、同項第七号中「第十一

旅行業者代理業」を加え、同項第七号中「第十一

旅行業者代理業」を加え、同項第七号中「第十一

旅行業者代理業」を加え、同項第七号中「第十一

旅行業者代理業」を加え、同項第七号中「第十一

旅行業者代理業」を加え、同項第七号中「第十一

旅行業者代理業」を加え、同項第七号中「第十一

旅行業者代理業」を加え、同項第七号中「第十一

旅行業者代理業」を加え、同項第七号中「第十一

旅行業者代理業」を加え、同項第七号中「第十一

三を「第十一條の二」に改め、同項第八号中「一般旅行業又は国内旅行業」を「旅行業」に改め、「認められるの下に」第四條第一項第四号の業務の範囲の別ごとにを加え、同項第九号中「旅行業代理店業」を「旅行業代理業」に改め、同条第二項中「理由を附して」を「遅滞なく、理由を附して」に改める。

第六條の二「一般旅行業及び国内旅行業」を「旅行業」に改める。

第六條の三「第一項中」一般旅行業又は国内旅行業を「旅行業」に改め、「当該登録に係る」を削り、同条第二項中「前条第一項各号に掲げる事項」とあるのは「有効期間の更新の旨」を「登録番号」とあるのは「登録番号並びに有効期間の更新の登録の年月日」に改める。

第六條の四の見出しを「(変更登録等)」に改め、同条第二項中「旅行業者登録簿」の下に「又は旅行業者代理業者登録簿」を加え、ただし書を削り、同項を同条第四項とし、同条第一項中「旅行業の登録を受けた者(以下「旅行業者」という。）」は、第四條第一項第二号から第七号までを「旅行業者又は旅行業者代理業者(旅行業者代理業の登録を受けた者)をいう。以下同じ。は、第四條第一項第一号から第三号まで又は第五号(旅行業者代理業者にあつては、同項第一号から第三号まで)に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

旅行業の登録を受けた者(以下「旅行業者」という。は、第四條第一項第四号の業務の範囲について変更しようとするときは、運輸省令で定めるところにより、運輸大臣の行う変更登録を受けなければならない。

第五條及び第六條の規定は、前項の変更登録について準用する。この場合において、第五條第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「変更に係る事項」と、「旅行業者登録簿又は旅行業者代理業者登録簿」とあるのは「旅行業者登録簿」と、第六條第一項中「次の各号の一」とあるのは

「第七号又は第八号」と読み替へるものとする。第七條第一項中「一般旅行業の登録を受けた者(以下「一般旅行業者」という。又は国内旅行業の登録を受けた者(以下「国内旅行業者」という。）」を「旅行業者」に改め、同条第二項から第五項までの規定中「一般旅行業者又は国内旅行業者」を「旅行業者」に改める。

第八條から第十條までを削る。

第十一條第一項中「一般旅行業者又は国内旅行業者」を「旅行業者」に、「次に掲げる区分ごとに、旅行業務に関する取引に係る債務の額及び弁済の状況その他を、当該旅行業者の前事業年度における旅行業務に関する旅行者との取引の額(当該旅行業者が第三條の登録を受けた事業年度に営業保証金を供託する場合その他の運輸省令で定める場合にあつては、運輸省令で定める額)に及び、第四條第一項第四号の業務の範囲の別ごとに、に、

「取引の実情並びに」を「旅行者との取引の実情及び」に、「の相手方」を「における旅行者」に改め、「額の合計額に、第十四條の三第一項の規定により供託すべき額を加算した」を削り、各号を削り、同条第二項中「一般旅行業者又は国内旅行業者」を「旅行業者」に改め、「又は第十四條の三第一項及び」制定又はを削り、同条第三項中「第七條第二項を、前条第二項に、」あるのは「第十一條第一項又は第十四條の三第一項を、」あるのは、「次条第一項」に改め、「制定又はを削り、三箇月以内の下に、(その施行の日から三箇月を経過する日)がその施行の日の属する事業年度の前事業年度の終了の日の翌日から百日を経過する日以前である場合にあつては、当該百日を経過する日まで」を加え、同条第四項中「一般旅行業者又は国内旅行業者」を「旅行業者」に改め、「又は第十四條の三第一項及び」制定又はを削り、同条第五項を次のように改める。

5 前項の規定による営業保証金の取戻しに、必要な事項は、法務省令、運輸省令で定める。第十一條第七項中「一般旅行業者又は国内旅行業者」を「旅行業者」に、「もより」を「最寄り」に改め、同条を第八條とし、同条の次に次の二条を加える。

(営業保証金の追加の供託等) 第九條 旅行業者は、毎事業年度終了後において、その供託している営業保証金の額が前条第一項に規定する額に不足することとなるときは、その不足額を追加して供託しなければならない。

2 第七條第二項、第四項及び第五項の規定は、前項の規定により営業保証金を供託する場合について準用する。この場合において、同条第四項中「旅行業の登録をした場合において、登録の通知を受けた日から十四日以内」とあるのは、「毎事業年度終了後において、その終了の日の翌日から百日以内」と読み替へるものとする。

3 旅行業者は、毎事業年度終了後において、その供託している営業保証金の額が前条第一項に規定する額を超えることとなるときは、その超える額の営業保証金を取り戻すことができる。

4 前条第五項の規定は、前項の規定により営業保証金を取り戻す場合について準用する。

5 旅行業者は、第六條の四第一項の変更登録を受けた場合において、その供託している営業保証金の額が前条第一項に規定する額に不足することとなるときは、その不足額を追加して供託しなければならない。

6 第七條第二項及び第三項の規定は、前項の規定により営業保証金を供託する場合について準用する。

7 旅行業者は、第五項に規定する場合において、その供託している営業保証金の額が前条第一項に規定する額を超えることとなるときは、その超える額の営業保証金を取り戻すことができる。

8 前項の規定による営業保証金の取戻しは、当該営業保証金につき第十七條第一項の権利を有する者に対し六箇月を下らない一定期間内に申し出るべき旨を公告し、その期間内にその申出がなかつた場合でなければ、これを行うことができない。ただし、営業保証金を取り戻すことができる事由が発生した時から十年を経過したときは、この限りでない。

9 前項の規定による公告その他営業保証金の取戻しに必要事項は、法務省令、運輸省令で定める。

(取引額の報告) 第十條 旅行業者は、毎事業年度終了後百日以内に、運輸省令で定めるところにより、その事業年度における旅行業務に関する旅行者との取引の額を運輸大臣に報告しなければならない。

第十一條の二の見出しを「(旅行業者代理業者の事業の開始)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「旅行業代理店業者」を「旅行業者代理業者」に、「所属旅行業者」を「代理する旅行業者(以下「所属旅行業者」という。）」に、「第八條第二項を、」第九條第六項に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を削り、同条を第十一條とする。

第十一條の三「第一項中」旅行業者を「旅行業者又は旅行業者代理業者(以下「旅行業者等」という。）」に、「運輸省令で定めるところによりその取引に係る旅行に関するサービスの提供の確実性、取引条件の明確性その他取引の公正を確保するため必要な」を「第十二條の四の規定による取引条件の説明、第十二條の五の規定による書面の交付その他取引の公正を確保するため必要な運輸省令で定める事項」に改め、同条第二項中「旅行業者」を「旅行業者等」に改め、同条を第十一條の二とする。

第十二条の八中「旅行者」を「旅行者等」に改める。

第十二条の第二項中「一般旅行者又は国内旅行者」を「旅行者」に改め、同条第二項第二号中「払いもとし」を「払戻し」に改め、「明確に」の下に「（主権旅行を実施する旅行者にあつては、主権旅行契約と主権旅行契約以外の契約との別に

「旅行業者」を「旅行業者」に改める。

第十二条の三中「一般旅行者又は国内旅行者」を「旅行者」に改める。

第十二条の四中「旅行業者」を「旅行業者等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 旅行者等は、前項の規定による説明をするときは、運輸省令で定める場合を除き、旅行者に対し、旅行者が提供を受けることができる旅行に関するサービスの内容、旅行者が旅行者等に支払うべき対価に関する事項、旅行業務取扱主任者の氏名その他の運輸省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

第十二条の五中「旅行者」を「旅行者等」に、「取次」を「取次ぎ」に、「その他」を、旅行者が旅行業者等に支払うべき対価に関する事項、旅行業務取扱主任者の氏名その他の」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(旅行業務取扱主任者の証明書の提示)

第十二条の五の二 旅行業務取扱主任者は、旅行者から請求があつたときは、運輸省令で定める様式による証明書を提示しなければならない。

第十二条の六第一項及び第三項中「旅行者等」を「旅行者等」に、「行なう」を「行う」に改める。

第十二条の七の見出しを「主権旅行の広告」に改め、同条中「旅行者」を「旅行者等」に改め、「するときは」の下に「運輸省令で定めるところにより」を加え、「一般旅行者又は国内旅行者」を「旅行者」に改める。

第十二条の八中「旅行者」を「旅行者等」に改める。

第十二条の九第 一 項中「旅行業者」を「旅行業者等」に、「の種別及び第十一条の三第五項各号」を「旅行業者代理業との別及び第十一条の二第五項各号」に改め、同条第二項中「旅行業者」を「旅行業者等」に改める。

第十二条の十中「一般旅行業者又は国内旅行業者」を「旅行業者」に改める。

第十二条の十一第一項中「又は運輸省令で定める資格を有し」を削る。

第十三条中「旅行者」を「旅行者等」に改める。

第十四条第一項中「旅行業者」を「旅行業者等」に改め、「旅行業」の下に「又は旅行業者代理業」を加

「貸渡」を「貸渡し」に改め、「旅行業」の下に「又は旅行業者代理業」を加える。

第十四条の二第二項中「一般旅行業者又は国内旅行業者」を「旅行業者」に、「旅行業代理店業」を「旅行業者代理業」に改め、同条第二項中「一般旅行業者又は国内旅行業者」を「旅行業者」に、「旅行業者又は国内旅行業者」を「旅行業者等」に加え、同条第二項中「旅行業者」を「旅行業者等」に

業代理店業者」を「旅行業者代理業者」に、「受託旅行業代理店業者」を「受託旅行業者代理業者」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「受託旅行業代理店業者」を「受託旅行業者代理業者」に改め、「(以下「受託営業所」という。)」を削り、同項

と同条第三項とし、同

第十四条の三を削る。

第十四条の四の見出しを「旅行業者代理業者の旅行業務等」に改め、同条第一項中「旅行業代理店業者」を「旅行業者代理業者」に、「第十四条の二第二項」を「前条第二項」に、「一般旅行業者又は国

第十五条第一項から第三項までの規定中「旅行

業者」を「旅行業者等」に改め、同条第四項中「旅行業者」を「旅行業者等」に改め、「旅行業」の下に「又

第十五条の二の見出しを、「旅行業者代理業の登録の効力」に改め、同条中「旅行業代理店業を」を「旅行業者代理業」に改め、同条第一号中「所属旅行業者のために第二條第一項第八号に掲げる」を

に改め、同条第二号中「第二十條」を「第二十條第一項又は第二項」に改める。

第十六條第四項中「あつた者」の下に「又は当該旅行業者であつた者」を所屬旅行業者とする旅行業者

旅行業者であつた者を所屬旅行業者とする旅行業者代理業者」を加え、「同条同項」を「同項」に改め

第十七條第一項中「旅行業者と」を「旅行業者又

は当該旅行者を所屬旅行者とする。旅行者は「理業者」とに改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合において、当該旅行者又は当該旅行者代理業者と旅行業務に関し取引をした旅行者は、旅行者以外の同項の権利を有する者

第十八条の見出し中「供託を」「供託等」に改め、同条第一項中「第十一条第一項を」「第八条第一項」に改め、同条第三項中「二十一日を」「十四日」に改める。

[illegible]

第十八条の二第二項中「一般旅行者又は国内旅行者を」と「旅行業者を」、「もよりを」を「最寄り」に改め、同条第二項中「一般旅行者又は国内旅行者を」と「旅行業者を」、「第十一條第六項を」、「第八條第六項に」、「もよりを」を「最寄り」に、「取りも

とす」を取り戻す」に改める。
第十八条の三中「旅行者」を「旅行者等」に改める。
第十九条第一項中「旅行者」を「旅行者等」に改め、同項第三号中「第五条(第六条の三第二項に

を「第三条の登録、第六条の三第一項の有効期間の更新の登録又は第六条の四第一項の変更登録」

に改める。

第二十條の見出しを「登録の抹消等」に改め、同条第一項中「第十一条第三項を」第八條第三項に改め、同条第二項中「旅行者等を」旅行者等に改める。

3 前二項の規定による登録の抹消があつたとき又は第1条第2項に定め「旅行業」の「業」又は「旅行業者代理業」を加え、同条第2項中「旅行業」の下に又は「旅行業者代理業」を加え、同条に次の二項を加える。

3 前二項の規定による登録の抹消があつたときは、旅行業者であつた者又はその承継人は、供託した営業保証金を取り戻すことができる。

4 第九條第八項及び第九項の規定は、前項の規定により営業保証金を取り戻す場合について準

第二十一条を削る。

第二十一条の二の見出しを「旅行者者登録簿等の閲覧」に改め、同条中「旅行者者登録簿」の下に「及び旅行者代理業者登録簿」を加え、同条を第二十一条とする。

「第六條の四第一項の規定による変更登録の申請をする者又は第十一条の三第一項に、運輸省令を政令に改める。」

「行なふ」を「行ふ」と改め、

第二十二條の三中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第一号中「社員を」を「旅行者等」に改め、同条第三号中「社員の下に」である旅行者者又は当該旅行者者を所属旅行者者とする旅行者者代理業者等」と同条第四号中「社員」と「旅行者者等」を「旅行者等」に改める。

業者を加え、同条第四号中「本則を旅行業者等に改め、同条第五号中「旅行業」の下に「及び旅行業者代理業」を加える。

第二十二條の四第一項中「第四條第三項に規定する旅行業の種別」を「旅行業者と旅行業者代理業

九号中「第十四条の四第一項」を「第十四条の三第二項」に、「一般旅行業者又は国内旅行業者」を「旅

を削り、同号を同条第六号とする。

第二十九条中「三十万円」を「五十万円」に改める。

第二十九条の二中「二十万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「第十一条の三第二項」を「第十一条の第二項」に改め、同条第二号中「第十一条の三第二項」を「第十一条の第二項」に改め、同条第四号中「書面を交付しなかつた」を「同条に規定する書面を交付せず、又は虚偽の記載若しくは表示をした書面を交付した」に改め、同条第八号中「第二十五条の二第四項」を「第二十五条の二第七項」に改める。

第三十条中「十万円」を「二十万円」に改め、同条第一号中「第六条の四第一項」を「第六条の四第三項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

一の二 第十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第三十条第六号中「違反して」の下に「標識を掲示せず、又は」を加え、同条第八号中「第十四条の四第二項」を「第十四条の三第二項」に改め、同条第十号中「対し」を「対して陳述をせず、若しくは」に改める。

第三十二条を次のように改める。

第三十二条 第十五条第一項から第三項までの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の旅行業法(以下「旧法」という。)第三条又は第六条の三第一項の規定による一般旅行業又は国内旅行業の登録を受けている者は、運輸省令で定めるところにより、この法律による改正後の旅行業法(以下「新法」という。)第三条又は

は第六条の三第一項の規定による旅行業の登録を受けた者とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法第三条の規定による旅行業代理店業の登録を受けている者は、新法第三条の規定による旅行業者代理店業の登録を受けた者とみなす。

3 第一項の規定により新法の規定による旅行業の登録を受けた者とみなされる者(附則第五条において「旧一般旅行業者等」という。)については、新法第六条の二(新法第六条の三第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、その者が旧法第三条又は第六条の三第一項の規定により登録を受けた日を新法第六条の二に規定する登録の日とみなす。

4 旧法の規定による旅行業者登録簿は、旧法の規定による一般旅行業又は国内旅行業の登録に關しては新法第五条第一項の旅行業者登録簿とみなし、旧法の規定による旅行業代理店業の登録に關しては同項の旅行業者代理店業者登録簿とみなす。

第三条 この法律の施行の際現にされている旧法第四条第一項の規定による登録の申請であつて運輸省令で定めるもの又は旧法第六条の三第一項の規定による有効期間の更新の登録の申請は、運輸省令で定めるところにより、それぞれ新法第四条第一項の規定による登録の申請若しくは新法第六条の四第一項の規定による変更登録の申請又は新法第六条の三第一項の規定による有効期間の更新の登録の申請とみなす。

第四条 この法律の施行前に旧法第四条第一項第六号に掲げる事項について変更した場合に係る届出については、なお従前の例による。

第五条 旧一般旅行業者等が新法第八条第一項の規定の施行により供託すべきこととなる営業保証金についての新法第九条第二項の規定の適用については、同項中「毎事業年度終了後において、その終了の日の翌日から百日以内」とあるのは、「旅行業法の一部を改正する法律(平成七年法律第

年法律第 号)の施行の日から百日以内」とする。

2 旧一般旅行業者等のこの法律の施行の日の属する事業年度の前事業年度における旅行業務に關する旅行者との取引の額の報告についての新法第十条の規定の適用については、同条中「毎事業年度終了後百日以内」とあるのは、「旅行業法の一部を改正する法律(平成七年法律第 号)の施行の日から百日以内」とする。

第六条 この法律の施行前に旧法第七條第一項、第八條第一項、第十一條第二項、第十八條第一項又は第二十二條の十五第三項に規定する営業保証金を供託すべき事由が発生している者についての当該営業保証金の供託、当該供託をした旨の届出、事業の開始、催告、登録の取消し又は登録の失効については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に旧法第十條第一項、第十一條第四項、第二十一條第一項又は第二十二條の十五第一項に規定する営業保証金を取り戻すことができる事由が発生している者についての当該営業保証金の取戻しについては、なお従前の例による。

第七條 この法律の施行前に旧法第十七條の規定によりされた請求に係る営業保証金の還付については、なお従前の例による。

第八條 この法律の施行の際現に保証社員である旅行業者について新法第八條第一項の規定の施行により当該旅行業者に係る弁済業務保証金分担金の額が増加することとなる場合における新法第二十二條の十第二項の規定の適用については、同項中「毎事業年度終了後においてその弁済業務保証金分担金の額が増加することとなる」ときは「その終了の日の翌日から百日以内」とあるのは、「旅行業法の一部を改正する法律(平成七年法律第 号)の施行の日から百日以内」とする。

第九條 この法律の施行前に旧法第二十二條の十第二項に規定する弁済業務保証金分担金を納付すべき事由が発生している者についての当該弁済業務保証金分担金の納付及び旅行業協会の社員の地位の喪失については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に旧法第二十二條の九第一項の規定により弁済業務保証金の還付があつた場合における当該還付に係る保証社員又は保証社員であつた者についての当該還付充當金の納付又は旅行業協会の社員の地位の喪失については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に旧法第二十二條の十二第一項に規定する弁済業務保証金を取り戻すことができる事由が発生している者についての当該弁済業務保証金の取戻しについては、なお従前の例による。

第十條 この法律の施行の際現に旧法第十二條の十一第一項に規定する運輸省令で定める資格を有する者は、新法第十二條の十一第一項に規定する研修の課程を修了した者とみなす。

第十一條 旧法及びこれに基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為は、附則第二条から第四条までに規定するものを除き、新法及びこれに基づく命令の相当規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。

(罰則に關する経過措置)
第十二條 この法律の施行前にした行為並びに附則第四条及び第六條第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第十三條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關して必要となる経過措置(罰則に關する経過措置を含む)は、政令で定める。

(登録免許税法の一部改正)
第十四條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第四十三号を次のように改める。

四十三 旅行業又は旅行業者代理業の登録	
旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)第三条(登録)の規定による旅行業又は旅行業者代理業の登録	
(一) 旅行業の登録	登録件数 一件につき九万円
(二) 旅行業者代理業の登録	登録件数 一件につき一万五千元

(運輸省設置法の一部改正)
第十五条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第三条の二 第一項第十五号中「旅行業者」を「旅行業者代理業並びに旅行業者又は旅行業者代理業者」に改める。
第四条第一項第十四号の三中「旅行業」の下に「及び旅行業者代理業」を加え、同項第十四号の四中「旅行業者」の下に「又は旅行業者代理業者」を加える。

旅行業法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近における海外旅行を中心とした旅行者数の増大、旅行の多様化、旅行業務に関する取引の形態の変化等に適切に対応し、旅行者保護の一層の充実等を図るため、営業保証金制度の改善、旅行業者の業務の適正化等の措置を講ずるとともに、旅行業の登録制度について一般旅行業と国内旅行業の種別の統合等の合理化を図る等所要の改正を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 登録制度の見直し

(一) 一般旅行業の登録と国内旅行業の登録とを統合して旅行業の登録に一本化するともに、旅行業代理業の登録を旅行業者代理業の登録とするものとする。
(二) 運輸大臣は、旅行業を営もうとする者で

あって、業務の範囲の別ごとに一定の基準に適合する財産的基礎を有しないものについては登録を拒否しなければならないものとする。

(一) 旅行業者が業務の範囲を変更しようとするときは、運輸大臣の行う変更登録を受けなければならないものとする。
2 営業保証金制度の改善等

(一) 旅行業者が供託すべき営業保証金の額は、当該旅行業者の前事業年度における旅行業務に関する旅行者との取引の額等に応じて算定した額とするものとする。
(二) 旅行業者は、毎事業年度終了後又は変更登録を受けた場合において、その供託している営業保証金の額がその供託すべき営業保証金の額に不足することとなるときは、その不足額を追加して供託しなければならないものとする。

(三) 旅行業者は、毎事業年度終了後又は変更登録を受けた場合において、その供託している営業保証金の額がその供託すべき営業保証金の額を超えることとなるときは、その超える額の営業保証金を取り戻すことができるものとする。

(四) 旅行業者は、毎事業年度終了後、その事業年度における旅行業務に関する旅行者との取引の額を運輸大臣に報告しなければならないものとする。
(五) 旅行業者又は当該旅行業者を所屬旅行業

者とする旅行業者代理業者と旅行業務に關し取引をした者が、その取引によって生じた債権について受けることができる営業保証金の還付について、旅行者が旅行者以外の者に先立ち受けることができるものとする。

3 旅行業者の業務の適正化
(一) 旅行業者等は、旅行業務取扱主任者に、営業所における旅行業務に關し、取引条件の説明、書面の交付その他取引の公正を確保するため必要な運輸省令で定める事項についての管理及び監督に關する事務を行わせるものとする。

(二) 旅行業務取扱主任者は、旅行者から請求があつたときは、証明書を提示しなければならないものとする。
(三) 主催旅行を実施する旅行業者は、旅行業約款において、旅行業者の責任に關する事項を主催旅行契約と主催旅行契約以外の契約との別に應じ定めなければならないものとする。

(四) 旅行業者は、取引条件の説明をするときは、一定の場合を除き、旅行者に対し、一定の書面を交付しなければならないものとする。
(五) 旅行業者は、主催旅行に参加する旅行者を募集するため広告をするときは、一定の表示方法によりしなければならないものとする。

4 旅行業協会の業務の充実等
(一) 旅行業協会の業務に、旅行者等からの社員以外の旅行業者等が取り扱った旅行業務

に対する苦情の解決及び旅行業務の適正な運営を確保するための社員以外の旅行業者等に対する指導を追加するものとする。

(二) 弁済業務保証金分担保金を納付した旅行業協会の社員は、旅行業の登録を受けた日から一年を経過する前であっても旅行業協会の保証社員となるものとする。

(三) 保証社員と旅行業務に關し取引をした者が、その取引によって生じた債権について受けることができる弁済業務保証金の還付について、旅行者が旅行者以外の者に先立ち受けることができるものとする。

(四) 保証社員は、毎事業年度終了後又は変更登録を受けた場合において、その弁済業務保証金分担保金の額が増加することとなるときは、その増加することとなる額の弁済業務保証金分担保金を旅行業協会に納付しなければならないものとする。

(五) 保証社員が、弁済業務保証金の還付があつた場合に、旅行業協会から通知を受けた日から七日以内に還付充当金を旅行業協会に納付しないときは、当該保証社員は旅行業協会の社員たる地位を失うものとする。

(六) 旅行業協会は、毎事業年度終了後又は保証社員が変更登録を受けた場合において、当該保証社員に係る弁済業務保証金分担保金の額が減少することとなるときは、その減少することとなる額に相当する額の弁済業務保証金を取り戻すことができるものとする。

5 その他
(一) 運輸大臣は、旅行業協会が旅行業務取扱主任者として必要な知識及び能力に關して実施する研修の課程を修了した者について旅行業務取扱主任者試験の一部を免除することができるものとする。

平成七年四月二十七日 衆議院會議録第二十三号

旅行業法の一部を改正する法律案及び同報告書
求めるの件及び同報告書

国際連合委員及び関連委員の安全に関する条約の締結について承認を
二二

(一) 主催旅行に参加する旅行者に同行して、

旅程管理業務を行う者として旅行業者によつて選任される者のうち主任の者は、運輸大臣の指定する者が実施する旅程管理業務に関する研修の課程を修了し、かつ一定の実務の経験を有する者でなければならぬものとする。

(二) 旅行業協会は、旅行業務取扱主任者試験の事務を行う場合において、旅行業務取扱主任者として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定に関する事務について、試験委員に行わせなければならないものとする。

(三) 罰則に關し、罰金の上限の変更その他所要の改正を行うものとする。

(四) その他所要の規定の整備を行うものとする。

6 附則

(一) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(二) 旅行業者等の登録について所要の経過措置を定めるものとする。

(三) 営業保証金制度及び弁済業務保証金制度について所要の経過措置を定めるものとする。

(四) その他所要の経過措置を定めるものとする。

(五) 登録免許税法及び運輸省設置法について所要の改正を行うものとする。

二 議案の可決理由

本案は、最近における海外旅行を中心とした旅行者数の増大、旅行の多様化、旅行業務に関する取引の形態の変化等に適切に対応し、旅行者保護の一層の充実等を図るための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

平成七年四月二十五日

運輸委員長 井上 一成
衆議院議長 土井たか子殿

国際連合委員及び関連委員の安全に関する条約の締結について承認を求めるの件

右

国会に提出する。
平成七年四月十八日
内閣総理大臣 村山 富市

国際連合委員及び関連委員の安全に関する条約の締結について承認を求めるの件

この条約は、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理 由

この条約は、国際連合の平和維持活動等に從事する要員に対する殺人、誘拐の行為等を犯罪として定め、その犯人の処罰、当該犯罪についての裁判権の設定等について規定するものである。我が国がこの条約を締結することは、これらの活動の効果的な実施及びこれに従事する要員の安全の確保に資するとともに、これらの活動に対する我が国の高い評価を示すという見地から有意義である。よつて、この条約を締結することとした。これが、この案件を提出する理由である。

国際連合委員及び関連委員の安全に関する

条約

この条約の締結は、国際連合委員及び関連委員に対する故意の攻撃から生ずる死者及び負傷者の数が増大していることを深く憂慮し、国際連合のために行動する要員に対する攻撃その他の不当な取扱いは、行為者のいかなを問わず、正当化し得ず、かつ、容認し難いことに留意し、

国際連合活動は、国際社会の共通の利益のために国際連合憲章の原則及び目的に従って行われるものであることを認識し、

予防外交、平和創造、平和維持、平和構築及び人道的な活動その他の活動の分野における国際連合の努力に關して国際連合委員及び関連委員が重要な貢献を行っていることを認め、

国際連合委員及び関連委員の安全を確保するために現在とられている措置、特にそのために国際連合の主要機関によりとられている措置を認識し、

それにもかかわらず、国際連合委員及び関連委員の保護のために現在とられている措置が十分でないことを認識し、

国際連合活動の実効性及び安全性は、その活動が受入国の同意及び協力を得て実施される場合に高められることを認め、

国際連合委員及び関連委員が配置されるすべての国その他これらの要員が支援を求めるすべての者に對し、国際連合活動の実施を容易にし及びその任務を遂行するための包括的な支援を与えるよう訴え、

国際連合委員及び関連委員に対する攻撃を防止し並びにそのような攻撃を行った者を処罰するための適當かつ効果的な措置を緊急にとる必要があることを確信して、

次のとおり協定した。

第一条 定義

(a) 「この条約の適用上、」

(i) 「国際連合委員」とは、次の者をいう。
国際連合事務総長により、国際連合活動の軍事、警察又は文民の部門の構成員として任用され又は配置された者

(ii) 「国際連合」とは、その専門機関又は国際原子力機関の職務を行うその他の職員及び専門家であつて、国際連合活動が行われている地域内に公的資格で所在するもの

「関連委員」とは、次に掲げる者であつて、

国際連合活動の任務の遂行を支援する活動を行うものをいう。

(i) 国際連合の権限のある機関の同意を得て、政府又は政府間機関によつて配属された者

(ii) 国際連合事務総長、専門機関又は国際原子力機関によつて任用された者

(iii) 国際連合事務総長、専門機関又は国際原子力機関との合意に基づいて、人道的な目的を有する非政府機関によつて配置された者

(c) 「国際連合活動」とは、国際連合憲章に従い国際連合の権限のある機関によつて設けられ、かつ、国際連合の権限及び管理の下で実施される活動であつて、次の(i)又は(ii)に定める条件を満たすものをいう。

(i) 当該活動が国際の平和及び安全の維持又は回復を目的とするものであること。

(ii) この条約の適用のため、安全保障理事会又は国際連合総会が当該活動に参加する要員の安全に對して例外的な危険が存在する旨を宣言したこと。

(d) 「受入国」とは、その領域内で国際連合活動が実施される国をいう。

(e) 「通過国」とは、受入国以外の国であつて、国際連合委員及び関連委員又はこれらの要員の装備が国際連合活動に關連してその領域を通過し又はその領域内に一時的に所在するものをいう。

第二条 適用範囲

1 この条約は、前条に定める国際連合委員及び関連委員並びに国際連合活動について適用する。

2 この条約は、国際連合憲章第七章の規定に基づく強制行動として安全保障理事会が認めた国際連合活動であつて、その要員のいずれかが組織された軍隊との交戦に戦闘員として従事し、かつ、国際武力紛争に係る法規が適用されるもの

のについては適用しない。

第三条 識別

1 国際連合活動の軍事及び警察の部門の構成員並びにこれらの構成員に係る車両、船舶及び航空機には、明確な標識を付ける。国際連合活動に係るその他の要員、車両、船舶及び航空機は、国際連合事務総長が別段の決定を行わない限り、適切に識別されるようにする。

2 すべての国際連合要員及び関連要員は、適当な身分証明書を携帯する。

第四条 国際連合活動の地位に関する協定

受入国及び国際連合は、できる限り速やかに、国際連合活動及び当該活動に従事するすべての要員の地位に関する協定(特に当該活動の軍事及び警察の部門の構成員の特権及び免除に係る規定を含むもの)を締結する。

第五条 通過

通過国は、国際連合要員及び関連要員並びにこれらの要員の装備が受入国に入境し及び受入国から出国する際に妨げられることなく通過することを容易にする。

第六条 法令の尊重

1 国際連合要員及び関連要員は、自己の享有する特権及び免除並びに自己の職務上の義務を害されない限りにおいて、(a)受入国及び通過国の法令を尊重し、並びに(b)自己の職務の中立性及びその国際的な性質に反するいかなる行動又は活動も差し控える。

2 国際連合事務総長は、1の義務が遵守されることを確保するための適当なすべての措置をとる。

第七条 国際連合要員及び関連要員の安全を確保する義務

1 国際連合要員及び関連要員並びにこれらの要員の装備及び施設は、攻撃その他これらの要員がその任務を遂行することを妨げる行為の対象とされてはならない。

2 締約国は、国際連合要員及び関連要員の安全を確保するための適当なすべての措置をとる。特に、締約国は、自国の領域内に配置された国際連合要員及び関連要員を第九条に定める犯罪から保護するための適当なすべての措置をとる。

3 締約国は、この条約の実施に当たり、適当と認める場合、特に受入国自身が必要な措置をとることができない場合には、国際連合及び他の締約国と協力する。

第八条 捕らえられ又は拘禁された国際連合要員及び関連要員を釈放し又は送還する義務

適用のある軍隊の地位に関する協定に別段の定めがある場合を除くほか、国際連合要員又は関連要員が自己の職務の執行の過程で捕らえられ又は拘禁された場合において、その身分が確認されたときは、尋問されることなく速やかに釈放され、かつ、国際連合その他の適当な当局に送還される。そのような要員は、釈放されるまでの間、普遍的に認められている人権に関する基準並びに千九百四十九年のジュネーブ諸条約の原則及び精神に従って取り扱われる。

第九条 国際連合要員及び関連要員に対する犯罪

1 締約国は、自国の国内法により、故意に行う次の行為を犯罪とする。

(a) 国際連合要員又は関連要員を殺し又は誘拐すること及びこれらの要員の身体又は自由に対するその他の侵害行為

(b) 国際連合要員又は関連要員の公的施設、個人的施設又は輸送手段に対する暴力的侵害行為であって、これらの要員の身体又は自由を害するおそれのあるもの

(c) これらの行為を行うことの脅迫であって、何らかの行為を行うこと又は行わないことを自然人又は法人に対して強要することを目的とするもの

(d) これらの行為の未遂

(e) これらの行為若しくはその未遂に加担すること又はこれらの行為を行わせるために他の者を組織し若しくは他の者に命ずること。

2 締約国は、1に定める犯罪について、その重大性を考慮した適当な刑罰を科することができるようになる。

1 締約国は、次の場合において前条に定める犯罪についての自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。

(a) 犯罪が自国の領域内又は自国において登録された船舶若しくは航空機内で行われる場合

(b) 容疑者が自国の国民である場合

2 締約国は、次の場合において前条に定める犯罪についての自国の裁判権を設定することができ、

(a) 犯罪が自国内に常居所を有する無国籍者によって行われる場合

(b) 犯罪が自国の国民に関して行われる場合

(c) 犯罪が、何らかの行為を行うこと又は行わないことを自国に対して強要する目的で行われる場合

第十条 裁判権の設定

2に定める裁判権を設定した締約国は、その旨を国際連合事務総長に通報する。当該締約国は、その後当該裁判権を廃止した場合に、その旨を国際連合事務総長に通報する。

4 締約国は、容疑者が自国の領域内に所在し、かつ、自国が1又は2の規定に従って裁判権を設定したいずれの締約国に対しても第十五条の規定による当該容疑者の引渡しを行わない場合において前条に定める犯罪についての自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。

5 この条約は、国内法に従って行使される刑事裁判権を排除するものではない。

第十一条 国際連合要員及び関連要員に対する犯罪の防止

締約国は、特に次の方法により、第九条に定める犯罪の防止について協力をする。

(a) 自国の領域内又は領域外で行われる犯罪の自国の領域内における準備を防止するためあらゆる実行可能な措置をとること。

(b) 犯罪を防止するため、適当な場合には、自国の国内法に従って情報を交換し、及び行政上の措置その他の措置を調整すること。

第十二条 情報の伝達

1 第九条に定める犯罪が自国の領域内で行われた締約国は、容疑者が自国の領域から逃亡したと信ずるに足りる理由がある場合には、自国の国内法に定めるところにより、当該犯罪に関するすべての関連事実及び当該容疑者の特定に関するすべての入手可能な情報を、国際連合事務総長に通報し、及び直接又は同事務総長を通じて関係国に通報する。

2 第九条に定める犯罪が行われた場合には、その被害者及び当該犯罪の状況に関する情報を有する締約国は、国際連合事務総長及び関係国に対し、自国の国内法に定めるところにより、十分かつ速やかに当該情報を伝達するよう努める。

第十三条 訴追又は引渡しを確保するための措置

1 容疑者が領域内に所在する締約国は、状況により正当である場合には、訴追又は引渡しのために当該容疑者の所在を確保するため、自国の国内法により適当な措置をとる。

2 1の規定に基づいてとられる措置は、国内法に従って、かつ、遅滞なく、国際連合事務総長に通報し、及び直接又は同事務総長を通じて次の国に通報する。

(a) 犯罪が行われた国

(b) 容疑者の国籍国又は容疑者が無国籍者である場合には当該容疑者が領域内に常居所を有する国

(c) 被害者の国籍国

(d) その他の関係国

第十四条 容疑者の訴追

容疑者が領域内に所在する締約国は、当該容疑者を引き渡さない場合には、いかなる例外もなしに、かつ、不当に遅滞することなく、自国の法令による手続を通じて訴追のため自国の権限のある当局に事件を付託する。その当局は、自国の法令に規定する通常の重大な犯罪の場合と同様の方法で決定を行う。

第十五条 容疑者の引渡し

1 第九条に定める犯罪は、締約国間の現行の犯罪人引渡条約における引渡犯罪でない場合には、当該条約における引渡犯罪とみなされる。

締約国は、相互間で締結されるすべての犯罪人引渡条約に同条に定める犯罪を引渡犯罪として含めることを約束する。

2 条約の存在を犯罪人引渡しの条件とする締約国は、自国との間に犯罪人引渡条約を締結していない他の締約国から犯罪人引渡しの請求を受けた場合には、随意にこの条約を第九条に定める犯罪に關する犯罪人引渡しのための法的根拠とみなすことができる。この犯罪人引渡しは、請求を受けた国の法令に定めるところによる。

3 条約の存在を犯罪人引渡しの条件としない締約国は、犯罪人引渡しの請求を受けた国の法令に定めるところにより、相互間で、第九条に定める犯罪を引渡犯罪と認める。

4 第九条に定める犯罪は、締約国間の犯罪人引渡しに關しては、当該犯罪が発生した場所のみでなく、第十条の1又は2の規定に従って裁判権を設定した締約国の領域内においても行われたものとみなされる。

第十六条 刑事問題に關する相互援助

1 締約国は、第九条に定める犯罪についてとられる刑事訴訟手続に關し、相互に最大限の援助（自国が提供することができると認められる証拠であつて当該訴訟手続に必要なものの収集に係る援助を含む。）を与える。この場合には、援助を要請された国の法令が適用される。

2 1の規定は、他の条約に規定する相互援助に關する義務に影響を及ぼすものではない。

第十七条 公正な取扱い

1 いずれの者も、自己につき第九条に定める犯罪のいずれかに關して捜査が行われ又は訴訟手続がとられている場合には、そのすべての段階において公正な取扱い、公正な裁判及び自己の権利の十分な保護を保障される。

2 いずれの容疑者も、次の権利を有する。

(a) 当該容疑者の国籍国その他当該容疑者の権利を保護する資格を有する国又は当該容疑者が無国籍者である場合には当該容疑者の要請に応じてその権利を保護する意思を有する国の最寄りの適当な代表と遅滞なく連絡を取る権利

(b) (a)に規定する国の代表の訪問を受ける権利

第十八条 訴訟手続の結果の通報

容疑者を訴追した締約国は、訴訟手続の確定的な結果を國際連合事務総長に通報する。同事務総長は、当該情報をも他の締約国に伝達する。

第十九条 周知

締約国は、できる限り広い範囲においてこの条約の周知を図ること並びに、特に、自国の軍隊の教育の課程にこの条約及び國際人道法の關係規定についての学習を取り入れることを約束する。

第二十条 保留条項

この条約のいかなる規定も、次の事項に影響を及ぼすものではない。

(a) 國際連合活動並びに國際連合要員及び關連要員の保護について國際文書に定められている國際人道法及び普遍的に認められている人権に關する基準が適用されること、並びにこれらの要員がこれらの法及び基準を尊重する責任

(b) 自国の領域に人が入ることについての同意に關する締約国の権利及び義務であつて國際連合憲章に合致するもの

(c) 國際連合要員及び關連要員が國際連合活動の任務に關する規定に従つて行動する義務

(d) 國際連合活動に自発的に要員を派遣する国が当該活動から自国の要員を撤退させる権利

(e) 各国によつて國際連合活動に自発的に派遣される者の平和維持のための役務による死亡、廢疾、負傷又は疾病に關して支払われるべき適当な補償を受ける権利

第二十一条 自衛のための権利

この条約のいかなる規定も、自衛のための行動をとる権利に影響を及ぼすものと解してはならない。

第二十二条 紛争解決

1 この条約の解釈又は適用に關する締約国間の紛争で交渉によつて解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から六箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、國際司法裁判所規程に従つて國際司法裁判所に紛争を付託すること

とができる。

2 締約国は、この条約の署名、批准、受諾若しくは承認又はこの条約への加入の際に、1の全部又は一部の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との關係において1の全部又はその關係部分の規定に拘束されない。

3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、國際連合事務総長に対する通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第二十三条 検討会合

一又は二以上の締約国からの要請がある場合において、締約国の過半数によつて承認されるときは、國際連合事務総長は、この条約の実施について及びこの条約の適用に關して生ずる問題について検討するため、締約国の会合を招集する。

第二十四条 署名

この条約は、千九百九十五年十二月三十一日まで、ニューヨークにある國際連合本部において、すべての国による署名のために開放しておく。

第二十五条 批准、受諾又は承認

この条約は、批准され、受諾され又は承認されなければならない。批准書、受諾書又は承認書は、國際連合事務総長に寄託する。

第二十六条 加入

この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入書は、國際連合事務総長に寄託する。

第二十七条 効力発生

1 この条約は、二十二の批准書、受諾書、承認書又は加入書が國際連合事務総長に寄託された

後三十日で効力を生ずる。

2 第二十二番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された後にこの条約を批准し、受諾し若しくは承認し又はこれに加入する国については、この条約は、その批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の後三十日目の日に効力を生ずる。

第二十八條 廢棄

1 締約国は、國際連合事務總長に対して書面による通告を行うことにより、この条約を廢棄することができる。

2 廢棄は、國際連合事務總長が1の通告を受領した日の後一年で効力を生ずる。

第二十九條 正文

アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの条約の原本は、國際連合事務總長に寄託する。同事務總長は、その認證原本をすべての国に送付する。

千九百九十四年十二月九日にニュー・ヨークで作成した。

國際連合委員及び關連委員の安全に関する条約の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

國際連合の平和維持活動(以下「PKO」という。)等に従事する委員の死傷者数は近年増加しており、これらの委員の安全の確保は國際社会、特に國際連合の場合においては、極めて重要な課題の一つとなっている。このような背景の下、平成五年十二月、第四十八回國際連合總會において、國際連合委員及び關連委員の安全の

確保に関する条約を作成するための委員会が設置され、委員会は平成六年三月から三回にわたって会合し、既存のテロ防止に關連する國際約束をモデルとして作成された条約草案を基に検討を行った。この結果、本条約は、同年十二月九日、第四十九回國際連合總會においてコンセンサスにより採択された。

本条約は、PKO等に従事する委員に対する殺人、誘拐の行為等を犯罪として定め、その犯人の処罰のための締約国間における法的枠組みを整備することにより、犯人の処罰を確保するとともに、犯罪を抑止し、これら委員の安全の確保を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 この条約は、次に定義する「國際連合委員」及び「關連委員」並びに「國際連合活動」について適用すること。

(一)「國際連合委員」とは、國際連合事務總長により、國際連合活動の軍事、警察又は文民の部門の構成員として任用され又は配置された者、及び國際連合、その専門機關又は國際原子力機關の職務を行うその他の職員及び専門家であつて、國際連合活動が行われている地域内に公的資格で所在する者をいう。

(二)「關連委員」とは、國際連合活動の任務の遂行を支援する活動を行う者であつて、國際連合の権限のある機關の同意を得て、政府又は政府間機關によって配属された者、國際連合事務總長等により任用された者及び國際連合事務總長等との合意に基づいて、人道的な目的を有する非政府機關によって配置された者をいう。

(三)「國際連合活動」とは、國際連合の権限のある機關によって設けられ、國際連合の権限及び管理の下で実施される活動であつて、國際の平和及び安全の維持又は回復を目的とするもの、又は、安全保障理事会若しくは國際連合總會が当該活動に参加する委員の安全に対して例外的な危険が存在する旨を宣言したものをいう。

2 この条約は、國際連合憲章第七章の規定に基づき強制行動として安全保障理事会が認め、國際連合活動であつて、その委員のいづれかが組織された軍隊との交戦に戦闘員として従事し、かつ、國際武力紛争に係る法規が適用されるものについては適用しないこと。

3 締約国は、國際連合委員及び關連委員の安全を確保するための適当なすべての措置をとること。

4 締約国は、自国の国内法により、國際連合委員及び關連委員に対する殺人、誘拐等の一定の行為を犯罪とし、当該犯罪について適当な刑罰を科することができるようにすること。

5 締約国は、この条約に定める犯罪が自国の領域内等で行われる場合又は容疑者が自国の国民である場合並びに容疑者が自国の領域内に所在し、かつ、裁判権を設定したいずれの締約国に対しても当該容疑者の引渡しを行わない場合において、当該犯罪についての自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとること。

6 締約国は、自国の領域内又は領域外で行われる犯罪の自国の領域内における準備を防止するためあらゆる措置をとるとともに、犯罪を防止するため、自国の国内法に従つて情報

を交換し、及び行政上の措置等を調整することにより、この条約に定める犯罪の防止について協力すること。

7 容疑者が領域内に所在する締約国は、状況により正当である場合には、訴追又は引渡しのために当該容疑者の所在を確保するため、自国の国内法により適当な措置をとること。

8 容疑者が領域内に所在する締約国は、当該容疑者を引き渡さない場合には、自国の法令による手続を通じて訴追のため自国の権限のある当局に事件を付託すること。

9 締約国は、この条約に定める犯罪を引渡犯罪とすること。

なお、本条約は、第二十二の批准書、受諾書、承認書又は加入書が國際連合事務總長に寄託された後三十日で効力を生ずることになっている。

よつて政府は、本条約の締結について、日本國憲法第七十三條第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めようのである。

二 本件の議決理由

本条約を締結することは、PKO等の活動の効果的な実施及びこれに従事する委員の安全の確保に資するとともに、これらの活動に対する我が国の高い評価を示すという見地から有意義な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成七年四月二十六日

外務委員長 三原 朝彦
衆議院議長 土井たか子殿

更生保護事業法案

右の内閣提出案は本院において可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

平成七年三月十七日

衆議院議長 原 文兵衛
衆議院議長 土井たか子殿

更生保護事業法

目次

第一章 総則(第一条—第三条)	
第二章 更生保護法人	
第一節 通則(第四条—第九条)	
第二節 設立(第十条—第十五条)	
第三節 管理(第十六条—第三十条)	
第四節 解散及び合併(第三十一条—第四十条)	
第五節 監督(第四十一条—第四十四条)	
第三章 更生保護事業	
第一節 事業の経営等(第四十五条—第五十条)	
第二節 事業の監督及び補助(第五十一条—第五十八条)	
第四章 雑則(第五十九条—第六十五条)	
第五章 罰則(第六十六条—第七十条)	
附則	
第一章 総則	
第一条 この法律は、更生保護事業に関する基本事項を定めることにより、更生保護事業の適正な運営を確保し、及びその健全な育成発達を図るとともに、犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第百四十二号)、執行猶予者保護観察法(昭和	

和二十九年法律第五十八号)その他更生保護に関する法律とあひまつて、犯罪をした者が善良な社会の一員として更生することを助け、もつて個人及び公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「更生保護事業」とは、継続保護事業、一時保護事業及び連絡助成事業をいう。

2 この法律において「継続保護事業」とは、次に掲げる者であつて現に更生のための保護を必要としているものを一定の施設に収容して、その者に対し、宿泊所を供与し、教養、訓練、医療又は就職を助け、生活の指導を行い、環境の改善又は調整を図る等その更生に必要な保護を行う事業をいう。

一 保護観察に付されている者
二 懲役、禁錮又は拘留につき、刑の執行を終わり、その執行の免除を得、又はその執行を停止されている者
三 懲役又は禁錮につき刑の執行猶予の言渡しを受け、刑事上の手続による身体拘束を解かれた者(第一号に該当する者を除く。次号において同じ)。

四 罰金又は科料の言渡しを受け、刑事上の手続による身体拘束を解かれた者
五 労務場から出場し、又は仮退院を許された者
六 訴追を必要としないため公訴を提起しない処分を受け、刑事上の手続による身体拘束を解かれた者
七 少年院から退院し、又は仮退院を許された者(第一号に該当する者を除く。次号において同じ)。

八 婦人補導院から退院し、又は仮退院を許された者

3 この法律において「一時保護事業」とは、前項に規定する者に対し、帰住をあっせんし、医療又は就職を助け、金品を給与し、又は貸与し、生活の相談に応ずる等その更生に必要な保護(継続保護事業として行うものを除く)を行う事業をいう。

4 この法律において「連絡助成事業」とは、継続保護事業、一時保護事業その他第二項各号に掲げる者の更生を助けることを目的とする事業に関する啓蒙、連絡、調整又は助成(第四十六条第一項において「助成等」という)を行う事業をいう。

5 この法律において「被保護者」とは、継続保護事業又は一時保護事業における保護の対象者をいう。

6 この法律において「更生保護法人」とは、更生保護事業を営むことを目的として、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。(国の措置等)

第三条 国は、更生保護事業が保護観察、更生緊急保護その他の国の責任において行う更生の措置を円滑かつ効果的に実施する上で重要な機能を果たすものであることにかんがみ、更生保護事業の適正な運営を確保し、及びその健全な育成発達を図るための措置を講ずるものとする。
2 地方公共団体は、更生保護事業が犯罪をした者の更生を助け、これにより犯罪を防止し、地域社会の安全及び住民福祉の向上に寄与するものであることにかんがみ、その地域において行われる更生保護事業に対して必要な協力を行うことができる。

3 更生保護事業を営む者は、その事業を実施するに当たり、被保護者の人権に配慮するとともに、国の行う更生の措置及び社会福祉、医療、保健、労働その他関連施策との有機的な連携を図り、地域に即した創意と工夫を行い、並びに地域住民等の理解と協力を得よう努めなければならない。

第二章 更生保護法人

第一節 通則

(名称の使用制限)

第四条 更生保護法人以外の者は、その名称中に、更生保護法人という文字を用いてはならない。

(資産)

第五条 更生保護法人は、更生保護事業を営むために必要な資産を備えなければならない。

(公益事業及び収益事業)

第六条 更生保護法人は、その営む更生保護事業に支障がない限り、公益を目的とする事業(以下「公益事業」という)又はその収益を更生保護事業に充てることを目的とする事業(以下「収益事業」という)を行うことができる。

2 公益事業又は収益事業に関する会計は、それぞれ当該更生保護法人の営む更生保護事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

(住所)

第七条 更生保護法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(登記)

第八条 更生保護法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(民法の準用)

第九条 民法明治二十九年法律第八十九号(第四十三条及び第四十四条の規定は、更生保護法人について準用する。

第二節 設立

(設立の認可)

第十条 更生保護法人を設立しようとする者は、法務省令で定めるところにより、申請書及び定款を法務大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

(定款)

第十一条 更生保護法人の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 更生保護事業の種類
- 四 事務所所在地
- 五 役員に関する事項
- 六 会議に関する事項
- 七 資産に関する事項
- 八 会計に関する事項
- 九 評議員会を置く場合には、これに関する事項
- 十 公益事業を行う場合には、その種類
- 十一 収益事業を行う場合には、その種類
- 十二 解散に関する事項

十三 定款の変更に関する事項

十四 公告の方法

2 設立当初の役員は、定款で定めなければならない。

3 第一項第十二号に掲げる事項中に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、第四十五条の認可を受けて更生保護事業を営む者のうちから選定されるようにしなければならない。

(認可の基準)

第十二条 法務大臣は、第十条の認可の申請が次の各号に適合すると認めるときは、認可しなければならない。

- 一 設立の手續並びに申請書及び定款の内容が法令の規定に適合するものであること。
- 二 申請書及び定款に虚偽の記載がないこと。
- 三 当該申請に係る更生保護法人の資産が第五条の要件に該当するものであること。
- 四 業務の運営が適正に行われることが確実であると認められること。

(定款の補充)

第十三条 更生保護法人を設立しようとする者が、第十一条第一項第二号から第十四号までの各号に掲げる事項を定めないで死亡した場合に、法務大臣は、利害関係人の請求により又は職権で、これらの事項を定めなければならない。

(設立の時期)

第十四条 更生保護法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

(民法の準用)

第十五条 民法第四十一条、第四十二条及び第五十一条第一項(法人の設立の時に關する部分に限る。)の規定は、更生保護法人の設立について準用する。この場合において、同法第四十一条第一項中「法人設立ノ許可アリタル時」とあるのは、「更生保護法人成立ノ時」と読み替へるものとする。

第三節 管理

(役員)

第十六条 更生保護法人には、役員として、理事五人以上及び監事二人以上を置かなければならない。

2 理事のうち一人は、定款で定めるところにより、理事長とする。

(理事長及び理事の職務)

第十七条 理事長は、更生保護法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、定款で定めるところにより、理事長を補佐して更生保護法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

(業務の決定)

第十八条 更生保護法人の業務は、定款に特別の定めのないときは、理事の過半数をもって決する。

(監事の職務)

第十九条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- 一 理事の業務執行の状況を監査すること。
- 二 更生保護法人の財産の状況を監査すること。
- 三 前二号の規定による監査の結果、更生保護

法人の業務又は財産に關し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合に、これを法務大臣(評議員会が置かれていない場合は評議員会)に報告すること。

四 前号の報告をするために必要がある場合には、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。

五 理事の業務執行の状況又は更生保護法人の財産の状況について、理事長に意見を述べること。

(監事の兼職禁止)

第二十条 監事は、理事、評議員又は更生保護法人の職員を兼ねてはならない。

(役員欠格事由)

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、更生保護法人の役員になることができない。

- 一 禁治産者又は準禁治産者
 - 二 破産者で復権を得ない者
 - 三 この法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
 - 四 前号に該当する者を除き、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
 - 五 第四十三条の規定により解散を命じられた更生保護法人の解散当時の役員で、解散を命じられたときから五年を経過しない者
- (役員親族等の排除)
- 第二十二条 役員のうちには、それぞれの役員に

ついて、当該役員、その配偶者及び三親等内の親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれることになつてはならない。

(役員の見補充)

第二十三條 理事又は監事のうち、その定数の三分の一を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員の見任期)

第二十四條 役員の見任期は、三年以内において定款で定める。

(代表権の制限)

第二十五條 更生保護法人と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が更生保護法人を代表する。

(評議員会)

第二十六條 更生保護法人に、評議員会を置くことができる。

2 評議員会は、理事の見定数を超える数の評議員をもって組織する。

3 評議員会は、理事長が招集する。

4 評議員会は、更生保護法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対し意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員に対し報告を求めることができる。

5 定款の変更、重要な資産の処分、合併、解散、その他更生保護法人の業務に関する重要な事項は、定款をもって、評議員会の議決を要するものとする。ことができる。

(定款の変更)

第二十七條 定款の変更(法務省令で定める事項

に係るものを除く)は、法務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 第二十一條の規定は、前項の見認可について準用する。

3 更生保護法人は、第一項の見法務省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を見法務大臣に届け出なければならない。

(会計年度)

第二十八條 更生保護法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

(財産目録等の備付け等)

第二十九條 更生保護法人は、毎会計年度終了後二月以内に、法務省令で定めるところにより、事業成績書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書(収益事業については損益計算書)を作成し、これをその主たる事務所に備え置かなければならない。

2 理事長は、前項の書類を監事に提出しなければならない。

(民法の準用)

第三十條 民法第五十五條及び第五十六條の規定は、更生保護法人について準用する。この場合において、同法第五十五條中「定款」は、寄附行為又はハ總會ノ決議とあるのは「定款」と、同法第五十六條中「裁判所ハ利害關係人又ハ檢察官ノ請求ニ因リ」とあるのは「法務大臣ハ利害關係人ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ」と読み替へるものとする。

第四節 解散及び合併

(解散事由)

第三十一條 更生保護法人は、次に掲げる事由に

よつて解散する。

一 理事の三分の二以上の同意及び定款で更に評議員会の議決を要するものと定めてある場合には、その議決

二 定款で定めた解散事由の発生

三 目的とする事業の成功の不能

四 合併

五 破産

六 第四十三條の規定による解散の命令

2 前項第一号に掲げる事由による解散は法務大臣の見認可を、同項第三号に掲げる事由による解散は法務大臣の見認定を受けなければ、その効力を生じない。

3 清算人は、更生保護法人が第一項第二号又は第五号に掲げる事由によつて解散した場合に、遅滞なくその旨を見法務大臣に届け出なければならない。

(残余財産の帰属)

第三十二條 解散した更生保護法人の残余財産は、合併及び破産の場合を除き、法務大臣に対する清算終了の届出の時に、定款で定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。

2 定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定がないときは、又は定款に定める残余財産の帰属すべき者が存在しないときは、清算人は、法務大臣の見認可を得て、その財産を第四十五條の見認可を受けて更生保護事業を営む者に譲渡することができる。

3 前二項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

(合併)

第三十三條 更生保護法人は、他の更生保護法人と合併することができる。

(合併手続)

第三十四條 更生保護法人が合併するには、理事の三分の二以上の同意及び定款で更に評議員会の議決を要するものと定めてある場合には、その議決がなければならない。

2 合併は、法務大臣の見認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 第二十二條の規定は、前項の見認可について準用する。

第三十五條 更生保護法人は、前条第二項の見認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から二週間以内に、法務省令で定めるところにより、財産目録及び貸借対照表を作成し、これをその主たる事務所に備え置かなければならない。

2 更生保護法人は、前項の期間内に、その債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内に述べべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。この場合において、その期間は、二月を下回つてはならない。

第三十六條 債権者が前条第二項の期間内に異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、更生保護法人は、これに弁済し、若しくは相当の担保を供し、又は債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない。

第三十七条 合併により更生保護法人を設立する場合においては、定款の作成その他更生保護法人の設立に関する事務は、それぞれの更生保護法人において選任した者が共同して行わなければならない。

(合併の効果)
第三十八條 合併後存続する更生保護法人又は合併によって設立した更生保護法人は、合併によって消滅した更生保護法人の権利義務(当該更生保護法人がその営む事業に關し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

(合併の時期)
第三十九條 更生保護法人の合併は、合併後存続する更生保護法人又は合併によって設立する更生保護法人の主たる事務所の所在地において登記することによって、その効力を生ずる。

(民法等の準用)
第四十條 民法第七十條、第七十三條から第七十六條まで、第七十七條第二項(届出に關する部分に限る。)、及び第七十八條から第八十三條まで並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四號)第三十五條第二項、第三十六條、第三十七條ノ二、第三百三十六條から第三百三十七條まで及び第三百三十八條の規定は、更生保護法人の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十七條第二項及び第八十三條中「主務官庁」とあるのは、「法務大臣」と読み替へるものとする。

第五節 監督
第四十一條 法務大臣は、更生保護法人が、法

令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該更生保護法人に対し、期限を定めて必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 更生保護法人が前項の命令に従わないときは、法務大臣は、当該更生保護法人に対し、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員、解職を勧告することができる。

3 法務大臣は、前項の規定により役員、解職を勧告しようとする場合には、当該更生保護法人に、法務大臣の指定した職員に対して弁明する機会を与えなければならない。この場合においては、当該更生保護法人に対し、あらかじめ、書面をもって、弁明をすべき日時、場所及びその勧告の原因となる事実を通知しなければならない。

4 前項の通知を受けた更生保護法人は、代理人を出頭させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。

5 第三項の規定による弁明を聴取した者は、聴取書及び当該勧告をする必要があるかどうかについての意見を付した報告書を作成し、これを法務大臣に提出しなければならない。

(公益事業又は収益事業の停止)
第四十二條 法務大臣は、第六條第一項の規定により公益事業又は収益事業を行う更生保護法人につき、次の各号のいずれかに該当する事由があるとき、当該更生保護法人に対し、その事業の停止を命ずることができる。
一 当該更生保護法人が定款で定められた事業以外の事業を行うこと。

二 当該更生保護法人が当該収益事業から生じた収益を当該更生保護法人の営む更生保護事業以外の目的に使用すること。
三 当該公益事業又は収益事業の継続が当該更生保護法人の営む更生保護事業に支障があること。

(解散命令)

第四十三條 法務大臣は、更生保護法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反した場合であつて他の方法により監督の目的を達成することができないとき、又は正当な事由がないのに一年以上にわたつてその目的とする事業を行わないときは、解散を命ずることができる。

(報告及び検査)

第四十四條 法務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、更生保護法人に対し、その業務若しくは財産の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、更生保護法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第三章 更生保護事業
第一節 事業の経営等
(事業の認可)

第四十五條 国及び地方公共団体以外の者で更生

保護事業を営もうとするものは、法務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を法務大臣に提出して、その認可を受けなければならない。

一 名称

二 事務所の所在地

三 更生保護事業の種類及び内容

四 被保護者に対する処遇の方法

五 建物その他の設備の規模及び構造並びにその使用の権原

六 実務に当たる幹部職員の氏名及び経歴

七 更生保護法人以外の者にあつては、前各号に掲げる事項のほか、定款、寄附行為その他の基本約款、経理の方針、資産の状況並びに経営の責任者の氏名、経歴及び資産の状況(認可の基準等)

第四十六條 法務大臣は、前条の認可の申請が次の各号に適合すると認めるときは、認可しなければならない。

一 被保護者に対する処遇の方法が法務省令で定める基準に適合するものであること。

二 建物その他の設備の規模及び構造が法務省令で定める基準に適合するものであること。

三 実務に当たる幹部職員が法務省令で定める資格又は経験並びに被保護者に対する処遇に關する熱意及び能力を有すること。

四 職業紹介事業を自ら行おうとする者にあつては、職業安定法(昭和二十二年法律第四十一號)の規定により職業紹介事業を行う許可を得ていること。

五 助成等の事業を適正に行うものと認められること。

官 報 (号 外)

六 更生保護法人以外の者にあつては、前各号に掲げる事項のほか、経営の組織及び経理の方針が公益法人又はこれに準ずるものであつて、当該事業を営むための経済的基礎が確実であり、かつ、経営の責任者が社会的信望を有すること。

2 前項の認可には、当該更生保護事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付すことができる。

(認可に係る事項の変更及び事業の廃止)

第四十七條 第四十五條の認可を受けた者が同条各号に掲げる事項(法務省令で定めるものを除く。)を変更しようとするときは、法務大臣の認可を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の認可について準用する。

3 更生保護法人等(第四十五條の認可を受けて更生保護事業を営む者をいう。以下同じ。)がその事業を廃止しようとするときは、あらかじめ、その理由並びに被保護者に対する措置及び財産の処分方法を明らかにして、廃止の時期について法務大臣の承認を受けなければならない。

(地方公共団体の営む更生保護事業)

第四十八條 地方公共団体は、更生保護事業を営むことができる。

2 地方公共団体は、継続保護事業又は一時保護事業を営もうとするときは、あらかじめ、第四十五條第一号から第六号までに掲げる事項を法務大臣に届け出なければならない。届け出た事項を変更し、又は当該事業を廃止しようとするときも、同様とする。

3 地方公共団体は、連絡助成事業を開始したときは、第四十五條第一号から第三号までに掲げる事項を、遅滞なく法務大臣に届け出なければならない。届け出た事項を変更し、又は当該事業を廃止したときも、同様とする。

(保護の実施)

第四十九條 継続保護事業又は一時保護事業における保護は、法令の規定に基づく保護観察所の長の委託又は被保護者の申出に基づいて行うものとする。

(協力依頼等)

第五十條 継続保護事業又は一時保護事業を営む更生保護法人等は、被保護者の処遇につき必要があるときは、地方公共団体、公共職業安定所その他公私の関係団体又は機関に照会して協力を求め、また、特に必要があるときは、職業安定法の定めるところにより、自ら職業紹介事業を行うことができる。

第二節 事業の監督及び補助

(事業成績等の報告)

第五十一條 更生保護法人等は、毎会計年度の終了後二月以内に、法務省令で定めるところにより、その終了した会計年度の会計の状況及び事業の成績を、法務大臣に報告しなければならない。

(帳簿の備付け等)

第五十二條 更生保護法人等は、法務省令で定めるところにより、その事務所に次に掲げる帳簿を備え付け、これに所要事項を記載し、及びこれを保存しなければならない。

一 被保護者に対する処遇の状況を明らかにする帳簿

二 被保護者の名簿
三 保管金品台帳
四 会計簿
五 寄附金について、その寄附者及び金額を明らかにする帳簿

(適合命令)

第五十三條 法務大臣は、更生保護法人等が、第四十六條第一項各号に適合しないと認められるに至ったときは、当該更生保護法人等に対し、これに適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(認可の取消し等)

第五十四條 法務大臣は、更生保護法人等につき次の各号のいずれかに該当する事由があると認めるときは、当該更生保護法人等に対し、更生保護事業を営むことを制限し、若しくはその停止を命じ、又は第四十五條の認可を取り消すことができる。

一 第四十六條第二項又は第六十條第二項の規定により付された条件に違反したとき。

二 第四十七條第一項の規定に違反したとき。

三 第五十一條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第五十二條の規定に違反して、帳簿の備付け、記載若しくは保存をせず、又はこれに虚偽の記載をしたとき。

五 前条の規定による命令に違反したとき。

六 次条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

2 更生保護法人等の代表者その他の業務を執行する役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。)が、その事業により個人の営利を図ったときも、前項と同様とする。

3 更生保護法人等以外の者(国及び地方公共団体を除く。)であつて更生保護事業を営むもの(第五十七條第二項において「その他の更生保護事業者」という。)が、その事業に関し営利を図り、又は被保護者の処遇につき不当の行為をしたときは、法務大臣は、その者に対し、更生保護事業を営むことを制限し、又はその停止を命ずることができる。

(報告及び検査)

第五十五條 法務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、更生保護法人等に対し、その事業に関し報告をさせ、又はその職員に、更生保護法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その事業の運営の状況若しくは施設、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 第四十四條第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(助言、指導又は勧告)

第五十六條 法務大臣は、被保護者に対する処遇の適正な実施を確保し、又は更生保護法人等の健全な育成発達を図るため必要があると認めるときは、更生保護法人等に対し、その事業に関し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

(準用)

第五十七條 第五十一條(事業の成績の報告に係る部分に限る。)及び第五十五條(事業に関する報告に係る部分に限る。)の規定は、更生保護事業を営む地方公共団体について準用する。

2 第五十五条の規定は、その他の更生保護事業者について準用する。

(補助)

第五十八条 国は、更生保護法人に対し、法務大臣が大蔵大臣と協議して定める基準に従い、予算の範囲内において、その営む更生保護事業に要する費用につき、補助することができる。

第四章 雑則

(審議会の意見の聴取)

第五十九条 法務大臣は、次の場合においては、政令で定める審議会の意見を聴かなければならない。

一 第十条、第三十四条第二項若しくは第四十五条の認可をし、又は認可をしない処分をするとき。

二 第四十三条の規定により解散を命じ、又は第五十四条の規定により、事業を営むことを制限し、若しくはその停止を命じ、若しくは認可を取り消すとき。

三 第四十六条第一項第一号から第三号までの法務省令を定めるとき。

(寄附金の募集)

第六十条 更生保護事業を営み、又は営もうとする者は、その事業の経営に必要な資金を得るために寄附金を募集しようとするときは、その募集に着手する一月前までに、法務省令で定めるところにより、募集の期間、地域、方法及び用途等を明らかにした書面を法務大臣に提出して、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可には、寄附金の使途及び寄附金によって取得する財産の処分につき、条件を付することができる。

3 第一項の許可を受けて寄附金を募集した者は、募集の期間経過後遅滞なく、法務省令で定めるところにより、募集の結果を法務大臣に報告しなければならない。

(表彰)

第六十一条 法務大臣は、成績の特に優秀な更生保護法人等又は更生保護事業に従事する者を表彰し、その業績を一般に周知させることに意を用いなければならない。

(地方更生保護委員会への委任)

第六十二条 この法律に規定する法務大臣の権限は、地方更生保護委員会に委任することができる。ただし、第十条、第三十一条第二項、第三十四条第二項、第四十一条第二項、第四十二条、第四十三条、第四十五条及び第五十四条に規定する権限については、この限りでない。

(認可事項の変更の認可に伴う民法の特例)

第六十三条 社団法人である更生保護法人等が定款を変更する場合において、第四十七条第一項の規定によりその認可を受けたときは、民法第三十八条第二項の規定による認可を要しない。

(省令への委任)

第六十四条 この法律に定めるもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、法務省令で定める。

(経過措置)

第六十五条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第五章 罰則

第六十六条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第四十一条第二項又は第四十二条の規定による命令に違反する行為をした者

二 第五十四条の規定による制限又は停止の命令に違反する行為をした者

三 第六十条第一項の許可を受けずに、寄附金を募集した者

四 第六十条第二項の規定により付された条件に違反して、寄附金を使用し、又は寄附金によって取得した財産を処分した者

第六十七条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第五十二条の規定に違反して、帳簿を備え付けず、これに記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又はこれを保存しなかった者

二 第五十七条第二項において準用する第五十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三 第六十条第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第六十八条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第六十九条 次の各号の一に該当する場合においては、更生保護法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 第八条第一項の規定による政令に違反して、登記することを怠ったとき。

二 第十五条において準用する民法第五十一条第一項の規定に違反して、財産目録を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

三 第二十七条第三項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 第二十九条第一項の規定に違反して、書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

五 第三十五条第一項の規定に違反して、書類の作成をせず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

六 第三十五条第二項又は第三十六条第二項の規定に違反したとき。

七 第四十条の規定において準用する民法第七十条第二項又は第八十一条第一項の規定に違反して、破産宣告の請求をしなかったとき。

八 第四十条において準用する民法第七十九条第一項又は第八十一条第一項の規定に違反して、公告をせず、又は不正の公告をしたとき。

第七十条 第四条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成八年四月一日から施行する。ただし、第二条第六項、第十一条、第十二条及び第五十九条の規定は、公布の日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、犯罪情勢その他更生保護を取り巻く状況の変化及びこの法律の施行の状況等を勘案し、更生保護事業の円滑かつ適正な実施及びその健全な育成発達を図る観点から、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

更生保護事業法案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、更生保護事業の適正な運営の確保及び健全な育成発達を図るため、更生保護法人に関する制度その他の更生保護事業に関する基本事項を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 更生保護事業に関する国の責務と地方公共団体の協力に関する規定を設けることとする。
- 2 更生保護事業を継続保護事業、一時保護事業及び連絡助成事業の三種類と定めることとする。
- 3 更生保護事業を営むことを目的として、この法律の定めるところにより法務大臣の認可を受けて設立される法人を更生保護法人とする。

し、その設立手続、法人の組織、管理、解散、合併及び法務大臣による監督について所要の規定を設けることとする。

4 更生保護事業の法務大臣による認可及び監督並びに更生保護法人に対する国の補助について所要の規定を設けることとする。

5 この法律は、平成八年四月一日から施行することとする。ただし、更生保護法人の定款及び認可の基準等の規定は、公布の日から施行することとする。

二 議案の可決理由

本案は、更生保護事業が我が国の刑事政策上重要な機能を果たすべき存在となっていることにかんがみ、その適正な運営の確保及び健全な育成発達を図るため、更生保護法人に関する制度その他の更生保護事業に関する基本事項を定めようとするもので、その措置は妥当なものと認める。よって、これを可決すべきものと議決した次第である。

平成七年四月二十六日

法務委員長 金子原二郎
衆議院議長 土井たか子殿

更生保護事業法の施行及びこれに伴う関係法律の整備等に関する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よって国会法第八十三条により送付する。
平成七年三月十七日

参議院議長 原文兵衛
衆議院議長 土井たか子殿

更生保護事業法の施行及びこれに伴う関係法律の整備等に関する法律

(更生緊急保護法の廃止)

第一条 更生緊急保護法(昭和二十五年法律第二百三十三号)は、廃止する。

(更生保護法人への組織変更)

第二条 この法律の公布の際現に更生緊急保護法第五条第一項の認可を受けて更生保護事業を営んでいる民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人(以下「公益法人」という。)は、平成八年九月三十日まで、その組織を変更して更生保護法人(更生保護事業法(平成七年法律第 号)第二条第六項に規定する更生保護法人をいう。以下同じ。)となることができる。

2 前項の規定により公益法人がその組織を変更して更生保護法人となるには、その公益法人の定款又は寄附行為の定めるところにより、組織変更のため必要な定款又は寄附行為の変更をし、法務省令で定めるところにより、法務大臣の認可を受けなければならない。この場合において、財団である公益法人は、寄附行為に寄附行為の変更に関する規定がないときでも、法務大臣の承認を得て、理事の定める手続に従い、寄附行為の変更をすることができる。

3 更生保護事業法第十二条の規定は、前項の認可について準用する。

4 第二項の認可がこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)前にされたときは、定款又は寄附行為の変更は、施行日にその効力を生ずる。

5 第二項の組織変更は、更生保護法人の主たる事務所の所在地において、政令で定めるところにより、登記することによって、その効力を生ずる。

により、登記することによって、その効力を生ずる。

6 法務大臣は、第二項の認可をし、又は認可をしない処分をするときは、更生保護事業法第五十九条に規定する審議会の意見を聴かなければならない。

(更生保護事業の認可に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に第一条の規定による廃止前の更生緊急保護法(以下「旧法」という。)第五条第一項の認可を受けて更生保護事業を営んでいる者は、その事業につき、更生保護事業法第四十五条の認可を受けたものとみなす。

(委託費の支弁等に関する経過措置)

第四条 旧法第三条第二項の規定に基づく委託によつて生じた費用の支弁又は徴収については、なお従前の例による。

2 平成七年度以前の年度における事業の実施に係る国の補助で、平成八年度以降の年度において支出するもの及び平成八年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

(旧法の規定による処分等の効力)

第五条 前二条に定めるもののほか、施行日前に旧法の規定によつてした許可その他の処分又は申請その他の手続は、更生保護事業法の相当規定によつてした許可その他の処分又は申請その他の手続とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(省令への委任)

第七条 第二条から前条までに定めるものほか、更生保護事業法及びこの法律の施行に伴い必要な経過措置は、法務省令で定める。

(犯罪者予防更生法の一部改正)

第八条 犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第四百十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三節の二 行政手続法の適用除外」

(第四十八條の二)を「第三節の二 更生緊急保護(第四十八條の二―第四十八條の四)に改める。」

第四十條に次の一項を加える。

3 前項の救護は、更生保護事業法(平成七年法律第 号)の規定により更生保護事業を営む者その他の適当な者に委託して行うことができる。

第三章第三節の二中第四十八條の二を第四十八條の五とする。

第三章中第三節の二を第三節の三とし、第三節の次に次の一節を加える。

第三節の二 更生緊急保護

(更生緊急保護)

第四十八條の二 この節において「更生緊急保護」とは、次に掲げる者が、刑事上の手続による身体の拘束を解かれた後、親族、縁故者等からの援助若しくは公共の衛生福祉その他の施設から医療、宿泊、職業その他の保護を受けることができない場合、又はこれらの援助若しくは保護のみによつては更生できないと認められる場合に、緊急に、その者に対し、帰住をあつせんし、金品を給与し、若し

くは貸与する等の一時保護又は一定の施設に収容して、宿泊所を供与し、必要な教養、訓練、医療、保護若しくは就職を助け、環境の改善若しくは調整を図る等の継続保護を行うことにより、本人が進んで法律を守る善良な社会人となることを援護し、その速やかな更生を保護することをいう。

一 懲役、禁錮又は拘留につき刑の執行を終つた者

二 懲役、禁錮又は拘留につき刑の執行の免除を得た者

三 懲役又は禁錮につき刑の執行猶予の言渡しを受け、その裁判が確定するまでの者

四 懲役又は禁錮につき刑の執行猶予の言渡しを受け、保護観察に付されなかつた者

五 訴追を必要としないため公訴を提起しない処分を受けた者

2 更生緊急保護は、前項各号に掲げる者の更生に必要な限度で、国の責任において、行うものとする。

3 更生緊急保護は、保護観察所の長が、自ら行い、又は更生保護事業法の規定により更生保護事業を営む者に委託して行うものとする。

4 更生緊急保護は、本人が刑事上の手続による身体の拘束を解かれた後六月を超えない範囲において、その意思に反しない場合に限り、行うものとする。

5 更生緊急保護を行うに当たつては、本人が公共の衛生福祉その他の施設から必要な保護を受けるようにあつせんとともに、更生緊急保護の活動の実効を上げることが努め

て、その期間の短縮と費用の節減を図らなければならない。

6 更生緊急保護に関し職業のあつせんの必要がある認められるときは、公共職業安定所は、更生緊急保護を行う者の協力を得て、職業安定法(昭和二十二年法律第四百十一号)の規定に基づき、本人の能力に適當な職業をあつせんすることに努めるものとする。

(更生緊急保護の開始等)

第四十八條の三 更生緊急保護は、本人の申出があつた場合において、保護観察所の長が必要があると認めたとときに限り、行うものとする。

2 検察官又は監獄の長は、前条第一項各号に掲げる者につき、刑事上の手続による身体の拘束を解くときは、本人に対し、この法律に定める更生緊急保護及びその申出の手続を示さなければならない。

3 保護観察所の長は、第一項の規定により更生緊急保護の要否を定めるときは、本人の刑事上の手続に關与した検察官又は本人が拘禁されていた監獄の長の意見を聴かなければならない。ただし、仮出獄の期間の満了によつて前条第一項第一号に該当した者については、この限りでない。

(費用の支弁)

第四十八條の四 国は、法務大臣が大蔵大臣と協議して定める基準に従ひ、第四十八條の二第三項の規定に基づく委託によつて生ずる費用を支弁する。

2 第四十八條の二第三項の規定に基づく委託は、前項の規定により国が支弁する金額が予

算の金額を超えない範囲内において行わなければならない。

第六十條第一項中「支払つた費用の下に」及び第四十八條の四第一項の費用を加え、「但し」を「ただし」に改める。

(執行猶予者保護観察法の一部改正)

第九條 執行猶予者保護観察法(昭和二十九年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第六條に次の一項を加える。

3 前項の援護は、更生保護事業法(平成七年法律第 号)の規定により更生保護事業を営む者その他の適当な者に委託して行うことができる。

(売春防止法の一部改正)

第十條 売春防止法(昭和三十一年法律第一百十八号)の一部を次のように改正する。

第三十一條を次のように改める。

(更生緊急保護)

第三十一條 婦人補導院から退院した者及び前條の規定により補導処分執行を受け終つたとされた者については、予防更生法第四十八條の二第一項第一号に掲げる者となし、予防更生法第四十八條の二から第四十八條の四まで及び第六十條の規定を適用する。この場合において、予防更生法第四十八條の二第一項及び第四項中「刑事上の手続による身体の拘束」とあるのは、「補導処分による身体の拘束」と、第四十八條の三第二項中「監獄の長」とあるのは、「婦人補導院の長」と、「刑事上の手続による身体の拘束」とあるのは、「補導処分による身体の拘束」と、同条第三項中「監獄の長」とあるのは、「婦人補導院の長」と、「仮出

獄」とあるのは「仮退院」とする。

第三十七条中「更生緊急保護法を「更生保護事業法(平成七年法律第 号)」に改める。

(健康保険法の一部改正)

第十一条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一号(タ)中「更生緊急保護法(昭和二十五年法律第二百三十三号)」を「更生保護事業法(平成七年法律第 号)」に改める。

(資産再評価法の一部改正)

第十二条 資産再評価法(昭和二十五年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第三十九条第一号中「社会福祉法人」の下に、「更生保護法人」を加える。

(地方税法の一部改正)

第十三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項第二号及び第七十二号の五第一項第一号中「社会福祉法人」の下に、「更生保護法人」を加える。

第七十三条の四第一項第四号中「更生緊急保護法(昭和二十五年法律第二百三十三号)」を「更生保護事業法(平成七年法律第 号)」に改める。

第二百九十六条第一項第二号中「社会福祉法人」の下に、「更生保護法人」を加える。

第三百四十八条第二項第十号中「更生緊急保護法」を「更生保護事業法」に改める。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 施行日前の前条の規定による改正前の地方税法第七十三条の四第一項第四号に規定する更生保護事業を経営する者がその事業の用に

供する不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 前条の規定による改正後の地方税法第三百四十八号第二項第十号の規定は、平成九年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成八年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(社会福祉事業法の一部改正)

第十五条 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項第一号中「更生緊急保護法(昭和二十五年法律第二百三十三号)」を「更生保護事業法(平成七年法律第 号)」に改める。

(土地収用法の一部改正)

第十六条 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第二十三号中「社会福祉事業の」を「社会福祉事業若しくは更生保護事業法(平成七年法律第 号)による更生保護事業の」に改める。

(国有財産特別措置法の一部改正)

第十七条 国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項各号列記以外の部分中「更生保護法」を「更生保護法人」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 地方公共団体又は更生保護法人(更生保護事業法(平成七年法律第 号)第二条第六項に規定する更生保護法人をいう。以下同じ。)において、更生保護事業法第四十九条に規定する保護観察所の長の委託を受

けて行う保護の用に主として供する施設の用に供するとき。

第三条第一項第一号中「更生緊急保護法第二条第二項」を「更生保護事業法第二条第一項」に改め、同項第四号中「更生保護会」を「更生保護法人」に改め、同条第二項中「更生保護会」を「更生保護法人」に、「更生緊急保護法第十二条第二項」を「更生保護事業法第五十八条」に改める。

第十一条第一項第一号中「更生保護会」を「更生保護法人」に改める。

生保護法人」に改める。

(厚生年金保険法の一部改正)

第十八条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百五十五号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号タ中「更生緊急保護法(昭和二十五年法律第二百三十三号)」を「更生保護事業法(平成七年法律第 号)」に改める。

(所得税法の一部改正)

第十九条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中

厚生年金基金	厚生年金保険法
厚生年金基金連合会	厚生年金基金連合会
更生保護法人	更生保護事業法(平成七年法律第 号)

に改める。

(法人税法の一部改正)

第二十号 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中

厚生年金基金	厚生年金保険法
厚生年金基金連合会	厚生年金基金連合会
更生保護法人	更生保護事業法(平成七年法律第 号)

に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第二十一条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

更生保護事業法
(平成七年法律
第 号)

第三欄の登記に
該當するもので
あることを証す
る大蔵省令で定
める書類の添付
があるものに限
る。

二十九 民法第三十四
 条（公益法人の設立）
 の規定により設立し
 た法人

第三欄の第一号又は第二号の登録に該当するものとする。前項に定めるもののほか、この章の施行に関し必要な事項は、省令で定める。

第一項 住宅金融公庫法第十七条第
 四項（業務の範囲）若しくは
 沖繩振興開発金融公庫法第十
 九条（業務の範囲）第三号若しくは
 ホ（業務の範囲）又は産業労働
 者住宅資金金融通法第七条第
 一項第二号、第四号若しくは第
 二項資金の貸付けの範囲）の
 規定による住宅金融公庫又は
 沖繩振興開発住宅金融公庫から
 資金の貸付け（政令で定める
 貸付けを除く）を受けた者の権
 のため取得する建物の所有権
 の取得（若しくは当該譲渡のた
 めに取得する土地の権利の取
 得）を登記

第二十二條 消費税法(昭和六十三年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

別表第一 第七号イ中「更正緊急保護法（昭和二十五年法律第二百三十三号）第二条第二項（定義）に規定する更正保護を行ふ事業」を「更正保護事業法（平成十七年法律第 号）第一条第一項（定義）に規定する更正保護事業」に改める。

厚生年金基金

厚生年金保險法(昭和二十九年法律第一百
五号)

厚生年金基金
厚生年金基金連合会
更生保護法人

に改める。

第二十三条 地価税法(平成三年法律第六十九号)

の一部を次のように改正する。

別表第一第六号中「更生緊急保護法（昭和二十五年法律第二百三号）第二條第二項」を「更生保護事業法（平成七年法律第 号）第二條第一

第二十四条 社会福祉・医療事業団法(昭和五十

九年法律第七十五号)附則第十条の規定により
なおその効力を有するものとされる旧社会福祉
事業振興会法(昭和二十八年法律第二百四十号)
の一部を次のように改正する。

五年法律第二百二號)を「並びに更生保護事業

法（平成七年法律第 号）に改め、「営む」の下に「更生保護法人及び」を加える。

この法律は、更生保護事業法の施行の日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。

更生保護事業法の施行及びこれに伴う関係

法律の整備等に関する法律案（内閣提出
参議院送付）に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、更生保護事業法の施行に伴い、更生緊急保護法を廃止し、これに伴う経過措置を定めるほか、関係法律の規定の整備を行うとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 更生緊急保護法を廃止するとともに、犯罪者予防更生法の一部を改正して、同法に更生緊急保護法中の更生保護に関する規定と同旨

の規定を設けることとする。

2 既存の更生保護会は、組織変更により更生保護法人となることができることとする。

3 地方税法の一部を改正して、更生保護法人については法人住民税の均等割を課さないこととする。

4 土地収用法の一部を改正して、更生保護事業を収用適格事業とすることとする。

5 その他関係法律の規定の整理を行うこととする。

6 この法律は、更生保護事業法の施行の日から施行することとする。ただし、更生保護法人への組織変更の規定は、公布の日から施行することとする。

議案の可決理由

本案は、更生保護事業法の施行に伴い、更生緊急保護法を廃止し、これに伴う経過措置を定めるほか、犯罪者予防更生法その他の関係法律の規定の整備を行おうとするもので、その措置は妥当なものと認める。よって、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成七年四月二十六日

衆議院議長 土井たか子殿
法務委員長 金子原二郎

精神保健法の一部を改正する法律案

国会に提出する。

十日

より精神障害者を入院させている精神病院(精神病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。第十九条の十を除き、以下同じ。)の管理者は、厚生省令で定めるところにより、その精神病院に常時勤務する指定医を置かなければならない。

第四章に次の一節を加える。

第二節 精神病院

(都道府県立精神病院)

第十九条の七 都道府県は、精神病院を設置しなければならぬ。ただし、次条の規定による指定病院がある場合においては、その設置を延期することができる。

(指定病院)

第十九条の八 都道府県知事は、国及び都道府県以外の者が設置した精神病院であつて厚生大臣の定める基準に適合するものの全部又は一部を、その設置者の同意を得て、都道府県が設置する精神病院に代わる施設(以下「指定病院」という。)として指定することができる。

(指定の取消し)

第十九条の九 都道府県知事は、指定病院が、前条の基準に適合しなくなつたとき、又はその運営方法がその目的遂行のために不適当であると認めるときは、その指定を取り消すことができる。

2 都道府県知事は、前項の規定によりその指定を取り消そうとするときは、あらかじめ、地方精神保健福祉審議会の意見を聴かなければならない。

(国の補助)

第十九条の十 国は、都道府県が設置する精神病

院及び精神病院以外の病院に設ける精神病室の設置及び運営に要する経費(第三十条第一項の規定により都道府県が負担する費用を除く。次項において同じ。)に対し、政令の定めるところにより、その二分の一を補助する。

2 国は、営利を目的としない法人が設置する精神病院及び精神病院以外の病院に設ける精神病室の設置及び運営に要する経費に対し、政令の定めるところにより、その二分の一以内を補助することができる。

第五章中第二十条の前に次の節名を付する。

第一節 保護者

第二十二條の三中(「精神病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。以下同じ。」を削り、同条の前に次の節名を付する。

第二節 任意入院

第二十三條の前に次の節名を付する。

第三節 指定医の診察及び措置入院

第二十九條第四項中「第五條を」第十九條の八に、「収容しなければ」を「入院させなければ」に改め、同条第五項を削る。

第二十九條の二第四項中「収容を」入院に改め

る。

第二十九條の四第一項及び第二十九條の五中

「収容してを」入院させてに改める。

第三十條の見出し中「支弁及び」を削り、同条第

一項中「の支弁とするを」が負担するに改め、同

条第二項中「前項の規定により都道府県が支弁し

た経費に対しを」都道府県が前項の規定により負

担する費用を支弁したときはに改め、同条の次

に次の一條を加える。

(他の法律による医療に関する給付との調整)

第三十條の二 前条第一項の規定により費用の負担を受ける精神障害者が、健康保険法(大正十一年法律第七十号)、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)、国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)他の法律において準用し、又は例による場合を含む。、地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)又は老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の規定により医療に関する給付を受けることができる者であるときは、都道府県は、その限度において、同項の規定による負担をすることを要しない。

第三十二條の見出しを(「通院医療」に改め、同条第一項中「(大正十一年法律第七十号)を削り、「収容しないを」入院しないに、「二分の一を」百分の九十五に相当する額に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「六月を」二年に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前項を」第三項に、「地方精神保健審議会を」地方精神保健福祉審議会に改め、同項に次のただし書を加え、同項を同条第五項とする。

ただし、当該申請に係る精神障害者が精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているときは、この限りでない。

第三十二條第三項の次に次の一項を加える。

4 前項の申請は、厚生省令で定める医師の診断書を添えて行わなければならない。ただし、当該申請に係る精神障害者が精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているときは、この限りでない。

い。

第三十二條の前に次の節名を付する。

第四節 通院医療

第三十二條の四を次のように改める。

第三十二條の四 第三十條の二の規定は、第三十二條第一項の規定による都道府県の負担について準用する。

第三十三條の前に次の節名を付する。

第五節 医療保護入院等

第三十三條の三ただし書中「ただし」の下に、「当該入院措置を採つた日から四週間を経過する日までの間であつてを」加える。

第三十三條の五中「第十一條第二項を」第十九條の九第二項に改める。

第三十六條の前に次の節名を付する。

第六節 精神病院における処遇等

第三十八條の二第一項中「収容してを」入院させてに改める。

第四十一條の前に次の節名を付する。

第七節 雜則

第四十二條から第四十八條までを削り、第四十九條を第四十二條とし、第五十條を第四十三條とする。

第五十一條中「から前条までを」第二十條から前条まで及び第四十七條第一項に、「これらの規定を」第二十四條、第二十七條第二項、第二十八條の二第一項、第二十九條第一項及び第二項、第二十九條の二第一項、第二十九條の四、第二十九條の五、第三十二條第一項並びに第三十八條に、「精神障害者」とあるのは「寛せい剤の慢性中毒者」を「第四十七條第一項中「精神保健及び精神障害者の福祉」とあるのは「精神保健」に改め、同

条を第四十四条とする。

第五十二条中「第五十一条」を「第四十四条」に改める。

第五十三条第一項中「地方精神保健審議会を「地方精神保健福祉審議会」に、「第四十三条(第五十一条)を「第四十七条第一項(第四十四条)に、「都道府県知事若しくは保健所を設置する市若しくは特別区の長」を「都道府県知事等」に改める。

第五十四条、第五十五条及び第五十七条中「第五十一条」を「第四十四条」に改める。

第六章を第九章とする。

第五十一条の四中「精神障害者地域生活援助事業」の下に「又は精神障害者社会適応訓練事業」を加える。

第五章の二を第七章とする。

第五章の次に次の一章を加える。

第六章 保健及び福祉

第一節 精神障害者保健福祉手帳

(精神障害者保健福祉手帳)

第四十五条 精神障害者(精神薄弱者を除く。以下この章及び次章において同じ。)は、厚生省令で定める書類を添えて、その居住地(居住地を有しないときは、その所在地)の都道府県知事に精神障害者保健福祉手帳の交付を申請することができる。

2 都道府県知事は、前項の申請に基づいて審査し、申請者が政令で定める精神障害の状態にあると認めるときは、申請者に精神障害者保健福祉手帳を交付しなければならない。

3 前項の規定による審査の結果、申請者が同項の政令で定める精神障害の状態にないとき、または、都道府県知事は、理由を付して、その

旨を申請者に通知しなければならない。

4 都道府県知事は、第一項の申請に対して決定をするには、地方精神保健福祉審議会の意見を聴かなければならない。ただし、申請者が精神障害を支給事由とする年金たる給付で厚生省令で定めるものを受けているときは、この限りでない。

5 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者は、厚生省令で定めるところにより、二年ごとに、第二項の政令で定める精神障害の状態にあることについて、都道府県知事の認定を受けなければならない。

6 第三項及び第四項の規定は、前項の認定について準用する。

7 前各項に定めるもののほか、精神障害者保健福祉手帳に関し必要な事項は、政令で定める。

(精神障害者保健福祉手帳の返還等)

第四十五条の二 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者は、前条第二項の政令で定める精神障害の状態がなくなつたときは、速やかに精神障害者保健福祉手帳を都道府県に返還しなければならない。

2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者は、精神障害者保健福祉手帳を譲渡し、又は貸与してはならない。

第二節 相談指導等

(正しい知識の普及)

第四十六条 都道府県及び市町村は、精神障害について正しい知識の普及のための広報活動等を通じて、精神障害者の社会復帰及びその自立と社会経済活動への参加に対する地域住民の関心と理解を深めるように努めなければならない。

い。

(相談指導等)

第四十七条 都道府県、保健所を設置する市又は特別区(以下「都道府県等」という。)は、必要に応じて、次条第一項に規定する精神保健福祉相談員その他の職員又は都道府県知事若しくは保健所を設置する市若しくは特別区の長(以下「都道府県知事等」という。)が指定した医師をして、精神保健及び精神障害者の福祉に関し、精神障害者及びその家族等からの相談に応じさせ、及びこれらの者を指導させなければならない。

2 都道府県等は、必要に応じて、医療を必要とする精神障害者に対し、その精神障害の状態に応じた適切な医療施設を紹介しなければならない。

3 精神保健福祉センター及び保健所は、精神障害者の福祉に関する相談及び指導を行うに当たっては、福祉事務所(社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所をいう。)その他の関係行政機関との連携を図るよう努めなければならない。

4 市町村(保健所を設置する市及び特別区を除く。)は、第一項及び第二項の規定により都道府県が行う精神障害者に関する事務に必要な協力をするとともに、必要に応じて、精神保健及び精神障害者の福祉に関し、精神障害者及びその家族等からの相談に応じ、及びこれらの者を指導するよう努めなければならない。

(精神保健福祉相談員)

第四十八条 都道府県等は、精神保健福祉センター及び保健所に、精神保健及び精神障害者の

福祉に関する相談に応じ、並びに精神障害者及びその家族等を訪問して必要な指導を行うための職員(次項において「精神保健福祉相談員」という。)を置くことができる。

2 精神保健福祉相談員は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学において社会福祉に関する科目を修めて卒業した者であつて、精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識及び経験を有するものその他政令で定める資格を有する者のうちから、都道府県知事等が任命する。

(施設及び事業の利用の調整等)

第四十九条 保健所長は、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた精神障害者から求めがあつたときは、その精神障害の状態、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な指導及び訓練その他の援助の内容等を勘案し、当該精神障害者が最も適切な精神障害者社会復帰施設又は精神障害者地域生活援助事業若しくは精神障害者社会適応訓練事業(以下この条において「精神障害者地域生活援助事業等」という。)の利用ができるよう、当該精神障害者の精神障害者社会復帰施設又は精神障害者地域生活援助事業等の利用について、相談に応じ、並びにあつせん及び調整を行うとともに、必要に応じて、精神障害者社会復帰施設の設置者又は精神障害者地域生活援助事業等を行う者に対し、当該精神障害者の利用の要請を行うものとする。

2 精神障害者社会復帰施設の設置者又は精神障害者地域生活援助事業等を行う者は、前項のあつせん、調整及び要請に対し、できる限り協力

しなければならない。

第三節 施設及び事業

(精神障害者社会復帰施設の種類)

第五十条 都道府県は、精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、精神障害者社会復帰施設を設置することができる。

2 市町村、社会福祉法人その他の者は、精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、社会福祉事業法の定めるところにより、精神障害者社会復帰施設を設置することができる。

(精神障害者社会復帰施設の種類)

第五十条の二 精神障害者社会復帰施設の種類は、次のとおりとする。

- 一 精神障害者生活訓練施設
- 二 精神障害者授産施設
- 三 精神障害者福祉ホーム
- 四 精神障害者福祉工場

2 精神障害者生活訓練施設は、精神障害者のため家庭において日常生活を営むのに支障がある精神障害者が日常生活に適應することができるよう、低額な料金で、居室その他の設備を利用させ、必要な訓練及び指導を行うことにより、その者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設とする。

3 精神障害者授産施設は、雇用されることが困難な精神障害者が自活することができるよう、低額な料金で、必要な訓練を行い、及び職業を与えることにより、その者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設とする。

4 精神障害者福祉ホームは、現に住居を求めている精神障害者に対し、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、その者の社会復帰の促進及び自立の促進を図ることを目的とする施設とする。

5 精神障害者福祉工場は、通常の事業所に雇用されることが困難な精神障害者を雇用し、及び社会生活への適應のために必要な指導を行うことにより、その者の社会復帰の促進及び社会経済活動への参加の促進を図ることを目的とする施設とする。

(精神障害者地域生活援助事業)
第五十条の三 都道府県は、精神障害者の社会復帰の促進及び自立の促進を図るため、精神障害者地域生活援助事業(地域において共同生活を営むのに支障のない精神障害者につき、これらの者が共同生活を営むべき住居において食事の提供、相談その他の日常生活上の援助を行う事業をいう。以下同じ。)を行うことができる。

2 市町村、社会福祉法人その他の者は、精神障害者の社会復帰の促進及び自立の促進を図るため、社会福祉事業法の定めるところにより、精神障害者地域生活援助事業を行うことができる。

(精神障害者社会適応訓練事業)
第五十条の四 都道府県は、精神障害者の社会復帰の促進及び社会経済活動への参加の促進を図るため、精神障害者社会適応訓練事業(通常の事業所に雇用されることが困難な精神障害者を精神障害者の社会経済活動への参加の促進に熱意のある者に委託して、職業を与えるとともに、社会生活への適應のために必要な訓練を行う

う事業をいう。以下同じ。)を行うことができる。

(国又は都道府県の補助)

第五十一条 都道府県は、精神障害者社会復帰施設の設置者又は精神障害者地域生活援助事業を行う者に対し、次に掲げる費用の一部を補助することができる。

一 精神障害者社会復帰施設の設置及び運営に要する費用

二 精神障害者地域生活援助事業に要する費用
2 国は、予算の範囲内において、都道府県に対し、次に掲げる費用の一部を補助することができる。

一 都道府県が設置する精神障害者社会復帰施設の設置及び運営に要する費用

二 都道府県が行う精神障害者地域生活援助事業及び精神障害者社会適応訓練事業に要する費用

三 前項の規定による補助に要した費用

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成七年七月一日から施行する。ただし、第十九条の改正規定及び同条に一項を加える改正規定並びに第十九条の四の次に一項を加える改正規定は、平成八年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に改正前の第五条の規定による指定を受けている精神病院(精神病院以外の病院に設けられている精神病室を含む。)についての改正後の第十九条の九第一項の規定の適用については、平成七年七月一日から

平成八年三月三十一日までの間は、同項中「指定病院が、前条の基準に適合しなくなったとき、又はその」とあるのは、「指定病院の」とする。

第三条 前条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(麻薬及び向精神薬取締法の一部改正)

第四条 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第五十八条の七中「精神保健法」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に改める。

第五十八条の十八を第五十八条の十九とし、第五十八条の十七を第五十八条の十八とし、第五十八条の十六の次に次の一条を加える。

(都道府県の負担)

第五十八条の十七 第五十八条の八第一項の規定により都道府県知事が入院させた麻薬中毒者の入院に要する費用は、都道府県が負担する。

2 前項の規定による都道府県の負担については、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二の規定を準用する。

第五十九条第三号を次のように改める。

三 第五十八条の十七第一項の規定により負担する費用

第五十九条第五号中「第五十八条の十七第一項」を「第五十八条の十八第一項」に改める。

第七十条第二十一号中「第五十八条の十八」を「第五十八条の十九」に改める。

(地方財政法の一部改正)

第五条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十条第六号中「精神保健」の下に「及び精神障害者の福祉」を加える。

(医療法の一部改正)

第六条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第四十二条第四号中「精神保健法」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に、「第十条」を「第五十条の二」に、「第十条の二」を「第五十条の三」に改める。

(社会福祉事業法の一部改正)

第七条 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第三号の三中「精神保健法」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に改める。

第六条第二項中「児童福祉」の下に「及び精神障害者福祉」を加える。

(放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部改正)

第八条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十一年法律第六十七号)を次のように改正する。

第三十一条第一項中「精神保健法」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に、「第三条」を「第五条」に改める。

(沖縄振興開発特別措置法の一部改正)

第九条 沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

別表精神病院の項中「精神保健法」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に、「第六條及び第六條の二」を「第十九條の十」に改め

る。

(消費税法の一部改正)

第十条 消費税法(昭和六十二年法律第八号)の一部を次のように改正する。

別表第一第六号ハ中「精神保健法」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に改め、同表第七号イ中「精神保健法」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に改め、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に改め、精神障害者授産施設の下に「及び同項第四号に規定する精神障害者福祉工場」を加える。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)

第十一条 次に掲げる法律の規定中「精神保健法」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に改める。

- 一 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第九十九号)第十三条第二項
- 二 優生保護法(昭和二十三年法律第五十六号)第十二条及び第十四条第三項
- 三 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十二条の十四第一項及び第七十二条の十七第一項
- 四 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第五条第一項第二号
- 五 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十号)第六号第二項第三号
- 六 船員の雇用の促進に関する特別措置法(昭和五十二年法律第九十六号)第十五条第六項
- 七 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第十号)附則第五条第一項第三号
- 八 国民健康保険法等の一部を改正する法律

(平成七年法律第 号)第一条のうち、第百十八條の二の改正規定

(精神保健法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十二条 精神保健法等の一部を改正する法律(平成五年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第一条のうち、精神保健法の目次の改正規定及び第五章の次に二章を加える改正規定中「第五章の三」を「第八章」に改める。

附則第一条中「第五章の三」を「第八章」に改める。

附則第六條のうち、第二百五十二條の十九第一項第十一号の次に一號を加える改正規定中「精神保健」の下に「及び精神障害者の福祉」を加える。

(厚生省設置法の一部改正)

第十三条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第六條第十二号中「精神保健法」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に改める。

第七條第三項中「重要事項」の下に、「精神障害者の福祉に関する事項を含み、」を加える。

理由

近時の精神障害者の福祉及び精神医療をめぐる状況を勘案し、精神障害者の社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加の促進を図るとともに、適正な精神医療の確保を図るため、精神障害者保健福祉手帳、精神障害者の福祉に関する相談指導、精神障害者福祉ホーム及び精神障害者福祉工場その他の精神障害者の福祉に関する事項、精神保健指定医制度の充実等に関する事項その他の事項に關して所要の措置を講ずるとともに、医療保険制度の充実等にかんがみ、精神障害者等に係る公費負担医療の公費優先の仕組みを保障優先の仕組みに改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

項、精神保健指定医制度の充実等に関する事項その他の事項に關して所要の措置を講ずるとともに、医療保険制度の充実等にかんがみ、精神障害者等に係る公費負担医療の公費優先の仕組みを保障優先の仕組みに改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

精神保健法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、障害者基本法及び地域保健法の成立を踏まえ、精神障害者の社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、精神障害者の福祉施策及び地域精神保健施策の充実を図るとともに、適正な精神医療の確保を図るための所要の措置を講じ、併せて、精神医療に係る公費負担医療の公費優先の仕組みを保障優先の仕組みに改め、もって精神障害者の保健福祉施策の充実を図ろうとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 精神障害者の保健福祉施策の充実に関する事項

(一) 法律の題名を精神保健法から「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に改めること。

(二) 法律の目的及び責務規定等に、「精神障害者等の自立と社会経済活動への参加の促進を位置付けるとともに、新たに「保健及び福祉」の章を設けること。

(三) 精神保健センターを「精神保健福祉センター」に改称し、精神障害者の福祉に関する知識の普及、調査研究及び相談指導の業

務を加えること。

(四) 地方精神保健審議会を「地方精神保健福祉審議会」に改称し、精神障害者の福祉及び精神障害者保健福祉手帳の申請に関する事項を審議事項に加えるとともに、委員及び臨時委員の要件に、精神障害者の福祉に關し学識経験のある者等を加え、委員の定数の上限を二十人に引き上げること。

(五) 精神保健に關する業務に従事する職員（精神保健相談員）を「精神保健福祉相談員」に改称し、新たに精神障害者の福祉に關する相談及び指導を業務に加えること。

(六) 精神障害者は、その居住地（居住地を有しないときは、その所在地）の都道府県知事に精神障害者保健福祉手帳の交付を申請することが出来るものとし、都道府県知事は、申請者が政令で定める精神障害の状態にあると認めたときは、精神障害者保健福祉手帳を交付しなければならないものとする。

(七) 都道府県及び市町村は、精神障害についての正しい知識の普及のための広報活動等を通じて、精神障害者の社会復帰及びその自立と社会経済活動への参加に対する地域住民の関心と理解を深めるように努めなければならないものとする。

(八) 都道府県、保健所を設置する市又は特別区は、必要に応じて、精神保健福祉相談員その他の職員又は指定した医師をして、精神保健及び精神障害者の福祉に關し、精神障害者及びその家族等からの相談に応じさせ、及びこれらの者を指導させなければならないものとする。

らないものとする。医療を必要とする精神障害者に対し、適切な医療施設を紹介しなければならないものとする。

(九) 精神保健福祉センター及び保健所は、精神障害者の福祉に關する相談及び指導を行うに当たっては、福祉事務所その他の関係行政機関との連携を図るよう努めなければならないものとする。

(十) 市町村は、(八)の都道府県が行う事務に必要な協力をするともに、必要に応じて、精神障害者及びその家族等からの相談に応ずるほか、これらの者を指導するよう努めなければならないものとする。

(十一) 保健所長は、精神障害者保健福祉手帳を受けた者から求めがあったときは、精神障害者社会復帰施設並びに精神障害者地域生活援助事業及び精神障害者社会適応訓練事業の利用について相談に応じ、並びにあつせん及び調整等を行うものとし、施設の設置者又は事業を行う者は、これに対して協力しなければならないものとする。

(十二) 精神障害者社会復帰施設の種類として、「精神障害者福祉ホーム」及び「精神障害者福祉工場」を明定すること。

(十三) 都道府県は、「精神障害者社会適応訓練事業」（通常の事業所に雇用されることが困難な精神障害者を精神障害者の社会経済活動への参加の促進に熱意のある者に委託して、職業を与えるとともに、社会生活への適応のために必要な訓練を行う事業をいう。）を行うことができるものとする。

2

適正な精神医療の確保等に関する事項

(一) 精神保健指定医が五年ごとの研修を受けなかつた場合には、当該研修を受けなかつたことについてやむを得ない理由が存すると厚生大臣が認めたときを除き、その指定は効力を失うものとする。

(二) 措置入院、医療保護入院等を行う精神病院（任意入院のみを行う精神病院を除く。）には、常勤の指定医を置かなければならないものとする。

(三) 指定病院について、厚生大臣が定める基準に適合するものを指定する旨を法律上規定し、指定病院がその基準に適合しなくなつたときは、その指定を取り消すことができるものとする。

(四) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者については、通院医療の公費負担の申請に当たっては、医師の診断書の提出及び地方精神保健福祉審議会における判定を要しないものとする。通院医療の公費負担の決定について、有効期限を六か月から二年に改めること。

(五) 医療保護入院の際の告知義務について、精神障害者の症状に照らして告知を延期できる旨の例外規定に、四週間の期間制限を設けること。

(六) 精神医療に要する費用の負担に関する事項（措置入院に要する費用については、引き続き公費負担とする）とともに、その精神障害者が、社会保険各法又は老人保健法の規定により医療に關する給付を受けることができる者であるときは、都道府県は、その限度において負担することを要しないものとする。

とすること。

(一) 精神科の通院医療に要する費用については、都道府県は、その百分の九十五に相当する額を負担することができるものとする。とともに、その精神障害者が、社会保険各法又は老人保健法の規定により医療に關する給付を受けることができる者であるときは、都道府県は、その限度において負担することを要しないものとする。

4 施行期日等

(一) この法律は、平成七年七月一日から施行するものとする。ただし、2の(一)及び(二)については平成八年四月一日から施行するものとする。

(二) 麻薬及び向精神薬取締法に規定する麻薬中毒者の精神病院への措置入院制度について、3の(一)に準じた改正を行うものとする。

二 議案の可決理由

(三) その他所要の改正を行うこと。

近時の精神障害者の福祉及び精神医療をめぐる状況を勘案し、精神障害者の社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加の促進を図るとともに、適正な精神医療の確保を図るため、精神障害者保健福祉手帳、精神障害者の福祉に關する相談指導、精神障害者福祉ホーム及び精神障害者福祉工場その他の精神障害者の福祉に關する事項、精神保健指定医制度の充実等を講ずるとともに、医療保険制度の充実等にかんがみ、精神障害者等に係る公費負担医療の公費優先の仕組みを保険優先の仕組みに改めること。

とは、時宜に適するものと認め、本案は、可決すべきものと議決した。また、本案に対して、日本共産党より、任意入院等措置入院以外の入院に要する費用について、通院医療と同様の公費負担を行うことを内容とする修正案が提出されたが、賛成少数をもって否決された。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

平成七年度一般会計予算(厚生省所管)において、精神医療の公費負担制度の改正に伴う、精神保健費等の国庫負担及び国庫補助等の支出額は、約七十一億円の見込みである。

四 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して井出厚生大臣より日本共産党の修正案に対して「政府としては、反対である。」旨の意見が述べられた。

右報告する。

平成七年四月二十六日

厚生委員長 岩垂寿喜男

衆議院議長 土井たか子殿

(別紙)

精神保健法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、精神障害者のノーマライゼーションを推進する見地から、次の事項につき適切な措置を講ずるべきである。

一 精神障害者手帳制度の創設に当たっては、障害者のプライバシー保護に最大限の配慮を図ると同時に、手帳の有無にかかわらず、社会復帰

施設の利用などができるようにすること。

また、手帳制度に基づく福祉的措置の充実を図られるよう努めること。

二 精神障害者の社会復帰と自立と社会参加を促進するため、社会復帰施設等の積極的な整備に努力すること。

また、今回法定化が見送られた小規模作業所の制度的位置付けに向けて検討を進めるとともに、精神障害者の地域における生活の支援のための拠点の整備に努めること。

三 精神保健におけるチーム医療を確立するため、精神科ソーシャルワーカー及び臨床心理技術者の国家資格制度の創設について検討を進め、速やかに結論を得ること。

四 より良い精神医療の確保や精神障害者の社会復帰を促進するという観点から、精神保健を担う職員の確保に努めるとともに、社会保険診療報酬の改定に当たっては、必要に応じ、所要の措置を講ずること。

また、精神医療審査会が、患者権利擁護機関として機能できるよう、運営等について検討すること。

五 精神障害者を抱える保護者に対する支援体制を充実するとともに、今後とも公的後見人を含めて保護者制度の在り方について検討すること。

六 精神障害者の定義については、障害と疾患の区別を明確にしながら、その趣旨の徹底を図ること。

また、精神障害者に関する各種資格制限及び利用制限について、精神疾患を有する者が全て適格性を欠くというものではないことから、そ

の緩和や撤廃について引き続き検討すること。

七 精神科救急医療の体制の整備を一層推進するとともに、阪神・淡路大震災における被災者・精神障害者が通常の生活に復帰できるよう万全の相談と診療の体制をとること。

結核予防法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成七年二月十日

内閣総理大臣 村山 富市

結核予防法の一部を改正する法律

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六十四条」を「第六十三条の二」に改める。

第二条中「つとめなければ」を「努めなければ」に改め、同条に次の一項を加える。

2 国及び地方公共団体は、結核の予防及び結核患者の適正な医療に関する施策を講ずるに当たっては、地域の特性に配慮しつつ、総合的に実施するよう努めなければならない。

第三十四条第一項中「省令」を「厚生省令」に、第三十七條第一項中「第三十四条第一項の下に」を「百分の九十五に相当する額」に改め、同条第四項中「基く」を「基づく」に改める。

第三十七條第一項中「第三十四条第一項の下に」又は第三十五條第一項を、「昭和三十三年法律第二百二十八号」の下に。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。を加え、又は私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)(以下「社会保険各法」という。)の規定

による被保険者、労働者、組合員又は被扶養者(以下「被保険者等」という。)である場合においては、保険者若しくは共済組合又は市町村(特別区を含む。以下同じ。)(以下「保険者等」という。)は、社会保険各法を削り、「によつてなすべき給付のうち、その医療に要する費用の二分の一を超える部分については、給付をなす」を「により医療に関する給付を受けることができる者であるときは、都道府県は、その限度において、第三十四条第一項又は第三十五條第一項の規定による負担をする」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「第三十五條第一項の規定により」を「第三十四條第一項又は第三十五條第一項の規定による」に改め、「児童福祉法」の下に「昭和二十二年法律第六十四号」を加え、「行わない」を「行わない」に改め、同項を同条第二項とする。

第四十条を次のように改める。

第四十条 削除

第四十一条第四項及び第五項を削る。

第五十一条第十号中「又は支払」を削る。

第五十二条中「市町村」を「市町村(特別区を含む。以下同じ。)」に改める。

第十章第六十四條の前に次の一条を加える。

(知識の普及等)

第六十三條の二 国及び地方公共団体は、結核に関する正しい知識の普及を図らなければならない。

2 国は、結核に関する情報の収集、整理及び分析並びに研究の推進に努めなければならない。

第六十七條中「から第四項まで」を削り、「第四十一条第一項及び第四項」を「第四十一条第一項」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成七年七月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

第二条 施行日前に行われた医療又は移送に係る結核予防法の規定による療養費の額については、なお従前の例による。

第三条 施行日前に行われた医療に係る結核予防法の規定による療養費については、この法律による改正前の第四十一条第一項又は第四項の規定により支給し、又は支払うものとする。

(地方自治法の一部改正)

第四条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一第六号中「又は支払い」を削る。

別表第二第一号中「中」を「支給し又は支払う」を「支給する」に改める。

理 由

近年の結核罹患率の低下傾向の鈍化、地域格差の拡大等結核を取り巻く環境の変化に対応し、国及び地方公共団体の義務に係る規定の整備等を行うとともに、公衆衛生水準の向上、医療保険制度の充実等の状況にかんがみ、結核に係る公費負担医療の公費優先の仕組みを保険優先の仕組みに改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

結核予防法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、近年の結核罹患率の低下傾向の鈍

化、地域格差の拡大等結核を取り巻く環境の変化に対応し、国及び地方公共団体の義務に係る規定の整備等を行うとともに、公衆衛生水準の向上、医療保険制度の充実等の状況にかんがみ、結核に係る公費負担医療の公費優先の仕組みを保険優先の仕組みに改めようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 国及び地方公共団体は、結核の予防及び結核患者の適正な医療に関する施策を講ずるに当たっては、地域の特性に配慮しつつ、総合的に実施するよう努めなければならないものとする。

2 結核患者が第三十四条に規定する一般患者に対する医療を受けるために必要な費用については、都道府県はその百分の九十五に相当する額を負担することができるものとする。

3 第三十四条の規定による一般患者に対する医療を受けるために必要な費用、又は第三十五条の規定による従業禁止・命令人所患者の医療に要する費用の負担を受ける結核患者が、社会保険各法又は老人保健法の規定により医療に関する給付を受けることができる者であるときは、都道府県は、その限度において第三十四条又は第三十五条の規定による負担をすることを要しないものとする。

4 国及び地方公共団体は、結核に関する正しい知識の普及を図らなければならないものとする。国は、結核に関する情報の収集、整理及び分析並びに研究の推進に努めなければならないものとする。

5 施行期日等

(一) この法律は、平成七年七月一日から施行するものとする。

(二) この法律の施行に必要経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行うものとする。

二 議案の可決理由

近年の結核罹患率の低下傾向の鈍化、地域格差の拡大等結核を取り巻く環境の変化に対応し、国及び地方公共団体の義務に係る規定の整備等を行うとともに、公衆衛生水準の向上、医療保険制度の充実等の状況にかんがみ、結核に係る公費負担医療の公費優先の仕組みを保険優先の仕組みに改めようとすることは時宜に適合するものと認め、本案は、可決すべきものと議決した。

三 本案施行に要する経費

平成七年度一般会計予算(厚生省所管)において、結核医療の公費負担制度の改正に伴う、結核医療費等の国庫負担及び国庫補助等の支出額は、約七十六億円の見込みである。

平成七年四月二十六日

厚生委員長 岩垂寿喜男

衆議院議長 土井たか子殿

郵便振替法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よって国会法第八十二条により送付する。

平成七年三月十五日

参議院議長 原文兵衛

衆議院議長 土井たか子殿

郵便振替法の一部を改正する法律

郵便振替法(昭和二十三年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第十八条第五項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 第五十一条第一項の規定による払出し第十八条第五項第三号中「第五十二条第一項」を「第五十三条第一項」に改め、同項第四号中「第五十二条第二項」を「第五十三条第二項」に改める。

第三十一条第一項を次のように改める。

一 払込み、振替又は払出しに関する書類の送達又は通知について、特別に速やかに到達させる方法その他省令で定める特別な方法によりする取扱

二 払込金額、振替金額その他の口座への受入れに関する事項を証明し、その証明に係る書類を払込金又は振替金を受け入れる口座の加入者に交付し、又は送達する取扱

三 振替金額、払出金額その他の口座からの払出しに関する事項を振替金を受け入れる口座の加入者又は払出金の受取人に通知する取扱

四 口座の名称その他の口座への受入れに関する事項を払込書の用紙に表示する取扱

第三十八条の次に次の一条を加える。

第三十八条の二(払渡方法の変更) 郵政省は、前条第二項第二号に掲げる方法による現金払において、受取人の請求があるときは、同項第一号又は第三号に掲げる方法による払渡しの取扱をする。ただし、その請求後に受取人の所在不

明その他の事由により払出金を払い渡すことができなくなつた場合において第四十三条の規定によりその払出金を口座に戻し入れることとなるときは、この限りでない。

前項の規定による取扱ひについては、受取人から省令で定める額の料金を徴収する。この場合において、当該料金の徴収は、払出証書に表示すべき金額又は受取人に送達すべき金額から控除することにより行つ。

第四十二条の二の見出し中「払渡済み」を「払渡済み等」に改め、同条第二項中「前項」を「前三項」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

現金払の請求の際加入者が請求したときは、省令で定める期間を経過しても払出金をまだ払い渡していないときにその旨を当該加入者に通知する。

前項の規定による取扱ひのほか、加入者が請求したときは、当該請求後に当該加入者の口座の預り金から現金払の請求により払い出された払出金のうち省令で定める期間を経過してもまだ払い渡していないものについて、省令で定める期間ごとに、当該加入者に通知する。

第五十一条第一項中「又は簡易生命保険の契約者」を「簡易生命保険の契約者又は電波利用料（電波法昭和二十五年法律第三十一号）第三百二条の二第一項に規定する電波利用料をいう。以下この項において同じ。」を納付すべき者に、又は保険契約に係る保険料（以下を「保険契約に係る保険料又は電波利用料（以下この項において「以下」郵便主管局」という。）又はを（次項において「郵便主管局」という。）に改め、「簡易生命保険主管局」という。）の下に「又は電波利

用料に関する事務を所掌するもの（次項において「電波利用料主管局」という。）を加え、同条第二項中「又は簡易生命保険主管局」を「簡易生命保険主管局又は電波利用料主管局」に改める。

第五十三条を削り、第五十二条を第五十三条とし、第五十一条の次に次の一条を加える。

第五十二条（国税の払出し）郵便振替の加入者たる国税（国税通則法（昭和三十七年法律第六十八号）第二条第一号に規定する国税をいう。以下この項において同じ。）を納付すべき者が当該国税をその口座の預り金をもつて納付すべき旨を申し出たときは、同法第三十四条の二第一項の依頼による納付書の送付に応じて、国税の額に相当する金額をその口座の預り金から払い出す。

前項の規定による払出しの料金は、国税庁において、これを納付する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成八年一月四日から施行する。ただし、第五十一条の改正規定は、電波法の一部を改正する法律（平成七年法律第号）附則第一項ただし書の政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行前に払込み、振替の請求又は払出しの請求をした場合における当該払込み、振替又は払出しについては、改正後の第三十一条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

郵便振替法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

議案の目的及び要旨

1 本案は、利用者の利便の向上等を図るため、口座への受入れに関する事項を証明した書類を当該口座の加入者に交付し又は送達する取扱ひ等の特殊取扱ひを実施することとする。ことに、国税又は電波利用料についてこれらを納付すべき者の郵便振替口座の預り金から払い出すことにより納付することができるとする等所要の改正を行おうとするもので、その要旨は次のとおりである。

2 特殊取扱ひとして、口座への受入れに関する事項を証明した書類を交付し又は送達する取扱ひ、口座からの払出しに関する事項を通知する取扱ひ及び口座への受入れに関する事項を払込書の用紙に表示する取扱ひができることとする。

3 払出金額に相当する現金を受取人に交付する方法による現金払において、払出証書を発行してする方法又は現金を送達する方法による払出しの取扱ひに変更することができることとする。

4 省令で定める期間を経過しても払出金をまだ払い渡していないときにその旨を加入者に通知する取扱ひ及び加入者の口座の預り金から払い出された払出金のうち省令で定める期間を経過してもまだ払い渡していないものについて、省令で定める期間ごとに、当該加入者に通知する取扱ひができることとする。

5 国税及び電波利用料についてこれらを納付

すべき者の郵便振替口座の預り金から払い出すことにより納付することができることとする。

6 その他所要の規定の整備を行うこと。

7 この法律は、平成八年一月四日から施行すること。ただし、4の一部の改正規定については、電波法の一部を改正する法律（平成七年法律第号）附則第一項ただし書の政令で定める日から施行すること。

8 1に係る改正に關し、所要の経過措置を設けること。

二 議案の可決理由

本案は、利用者の利便の向上等を図るため、所要の改正を行おうとするものであり、その内容は妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成七年四月二十六日

通信委員長 自見庄三郎

衆議院議長 土井たか子殿

(別紙)

郵便振替法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、この法律の施行に当たり、次の各項の実現に積極的に努めるべきである。

一 郵便振替制度について十分な周知を行うとともに、送金サービスの一層の充実を図る一方、すべての国民が、郵便局において国及び地方公共団体の各種公金の納付について口座振替を利用することができるように努めること。

一 利用者のニーズにより一層適時適切に対応する等のため、郵便振替法の振替の取扱等に関する規定の省令への委任等について検討すること。

郵便貯金法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。

平成七年三月十五日

参議院議長 原 文兵衛

衆議院議長 土井たか子殿

郵便貯金法の一部を改正する法律

郵便貯金法(昭和二十二年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第六十八条の三第一項に次の一号を加える。

十六 先物外国為替(外国通貨をもつて表示される支払手段であつて、その売買契約に基づき債権の発生、変更又は消滅に係る取引を当該売買の契約日後の一定の時期に一定の外国為替相場により実行する取引(金融先物取引所の開設する市場において行われる取引又はこれに類する取引であつて、政令で定めるものに該当するものを除く。)の対象となるものをいう。以下この条において同じ。)

第六十八条の三に次の一項を加える。

資金を先物外国為替に運用する場合には、政令で定める証券会社に対し、当該証券会社の名をもつて先物外国為替の取引を行うことを委託する方法によらなければならない。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、金融・経済環境の変化に適切に対応し、郵便貯金事業の健全な経営の確保に資するため、所要の改正を行おうとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 郵便貯金特別会計の金融自由化対策資金(以下「資金」という。)の運用の対象に、先物外国為替を加えること。

2 資金を先物外国為替に運用する場合には、証券会社に委託する方法によらなければならないこととする。

3 この法律は、公布の日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、金融自由化に適切に対応した郵便貯金事業の健全な経営の確保に資するため、所要の改正を行おうとするものであり、その内容は妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成七年四月二十六日

参議院議長 土井たか子殿

衆議院議長 土井たか子殿

(別紙)

郵便貯金法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、この法律の施行に当たり、次の各項の実現に積極的に努めるべきである。

一 国際金融・経済環境が変化する中で、金融自由化対策資金の運用に当たっては、リスク管理を十分行つとともに、郵便貯金資金の一層有利で確実な運用や地域への直接還元を図るため、金融自由化対策資金の運用対象の多様化を図るなど、資金運用制度の改善・充実に努めること。

一 国営・非営利の個人の貯蓄機関としての郵便貯金事業の使命を踏まえ、高齢化社会の進展に対応した多様な商品・サービスの開発・提供に努めるなど、今後とも個人金融サービスのより一層の充実を図ること。

一 広く国民利用者の利便の向上を図るため、全国にはりめぐらされた郵便局ネットワークと、他機関との接続を積極的に進めること。

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。

平成七年三月十五日

参議院議長 原 文兵衛

衆議院議長 土井たか子殿

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律(昭和二十七年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項に次の一号を加える。

二十二 先物外国為替(外国通貨をもつて表示される支払手段であつて、その売買契約に基づき債権の発生、変更又は消滅に係る取引を

当該売買の契約日後の一定の時期に一定の外国為替相場により実行する取引(金融先物取引所の開設する市場において行われる取引又はこれに類する取引であつて、政令で定めるものに該当するものを除く。)の対象となるものをいう。以下この条において同じ。)

第三条中第七項を第八項とし、第八項の次に次の一項を加える。

7 積立金を先物外国為替に運用する場合には、政令で定める証券会社に対し、当該証券会社の名をもつて先物外国為替の取引を行うことを委託する方法によらなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(資金運用部資金法の一部改正)

第二条 資金運用部資金法(昭和二十六年法律第百号)の一部を次のように改正する。

附則第十二項中「第三条第七項」を「第三条第八項」に改める。

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、金融・経済環境の変化に適切に対応し、簡易生命保険の加入者の利益の増進を図るため、所要の改正を行おうとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 簡易生命保険特別会計の積立金(以下「積立金」という。)の運用の対象に、先物外国為替を加えること。

平成七年四月二十七日 衆議院會議録第二十三号

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書 緑の募金による森林整備等の推進に
関する法律案及び同報告書

三六

2 積立金を先物外国為替に運用する場合に
は、証券会社に委託する方法によらなければ
ならないこととする。

3 この法律は、公布の日から施行すること。

4 資金運用部資金法について所要の改正を行
うこと。

二 議案の可決理由

本案は、簡易生命保険の加入者の利益の増進
を図るため、所要の改正を行おうとするもので
あり、その内容は妥当なものと認め、原案のと
おり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を
付することに決した。

右報告する。

平成七年四月二十六日

通信委員長 自見庄三郎

衆議院議長 土井たか子殿

(別紙)

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律
の一部を改正する法律案に対する附帯決議
政府は、本法の施行に当たり、次の各項の実現
に積極的に努めるべきである。

一 金融の国際化の進展等急激に変化する社会経
済環境の中で、加入者の利益の増進に資するた
め、簡易生命保険の積立金の一層安全・確実な
運用ができるようリスク管理体制を強化すると
ともに、より効果的な分散投資が可能となるよ
う運用対象の多様化その他の資金運用制度の充
実に努めること。

一 豊かで活力ある長寿福祉社会の実現に向け
て、国民の自助努力を支援するため、国民の
ニーズに対応した新商品の開発やサービスの一

層の充実、加入限度額の引上げ等の簡易生命保
険制度の改善を図るとともに、生命保険・個人
年金に係る税制上の支援措置の充実に努めるこ
と。

緑の募金による森林整備等の推進に関する法
律案

右の本院提出案を送付する。

平成七年四月二十六日

参議院議長 原文兵衛

衆議院議長 土井たか子殿

緑の募金による森林整備等の推進に関する
法律

目次

第一章 総則(第一条―第四条)

第二章 都道府県緑化推進委員会(第五条―第
十二条)

第三章 国土緑化推進機構(第十三条―第十五
条)

第四章 緑の募金(第十六条―第二十三条)

第五章 雑則(第二十四条―第二十六条)

附則

第一章 総則

(目的)
第一条 この法律は、緑の募金の健全な発展を図
るために必要な措置を定めること等により、国
民、事業者及びこれらの者の組織する民間の団
体(以下「国民」と総称する。)が行う森林整備等

に係る自発的な活動等の円滑化を図り、もって
我が国における森林の整備及び緑化の推進並び
にこれらに係る国際協力力の推進に資することを

目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「森林整備等」とは、次
の各号に掲げる活動をいう。

一 森林の整備

二 緑化の推進

三 森林の整備又は緑化の推進に係る国際協力

2 この法律において「緑の募金」とは、毎年、農
林水産大臣の定める期間内に限って緑の募金と
いう名称を用いて行う寄附金の募集であつて、
その寄附金を森林整備等の推進に用いることを
目的とするものをいう。

(基本理念)

第三条 森林整備等は、森林及び樹木が水源のか
ん養、環境の保全等人間の健康で文化的な生活
を確保する上で欠くことのできない役割を果た
していることにかんがみ、現在及び将来の世代
にわたって人間が豊かな緑と水に恵まれた生活
を維持することができるよう、国民の自発的な
活動を生かして、積極的に推進されなければな
らない。

(啓発活動)

第四条 国及び地方公共団体は、森林及び樹木の
果たしている役割の重要性についての国民の理
解と関心を深めるため、必要な啓発活動を行
うよう努めるものとする。

第二章 都道府県緑化推進委員会

第五条 都道府県知事は、森林整備等の推進を図
ることを目的として設立された民法明治二十
九年法律第八十九号第三十四条の法人であつ
て、次条に規定する業務を適正かつ確実に行う

ことができるものと認められるものを、その申出に
より、当該都道府県に一を限って、同条に規定
する業務を行う者として指定することができる。
る。

2 都道府県知事は、前項の指定をしたときは、
同項の指定を受けた者(以下「都道府県緑化推進
委員会」という。)の名称、住所及び事務所の所
在地を公示しなければならない。

3 都道府県緑化推進委員会は、その名称、住所
又は事務所の所在地を変更しようとするとき
は、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け
出なければならない。

4 都道府県知事は、前項の届出があつたとき
は、その旨を公示しなければならない。

(業務)

第六条 都道府県緑化推進委員会は、当該都道府
県の区域において、緑の募金による寄附金を用
いて、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

一 緑の募金及び緑の募金による寄附金の管理
を行うこと。

二 森林整備等を行う者又は森林整備等を行う
者に対して助成をする者に対して交付金の交
付を行うこと。

三 森林整備等の事業を行うこと。

四 森林整備等に関する情報又は資料を収集
し、及び提供すること。

五 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(運営協議会)

第七条 都道府県緑化推進委員会は、運営協議会
を置くものとする。

2 運営協議会は、都道府県緑化推進委員会の諮

問に依り、都道府県緑化推進委員会の業務の運営に關する重要事項を調査審議する。

3 運営協議会の委員は、森林整備等に関する学識経験を有する者のうちから、都道府県知事の認可を受けて、都道府県緑化推進委員会の代表者が任命する。

(事業計画書等)

第八条 都道府県緑化推進委員会は、毎事業年度、農林水産省令で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 都道府県緑化推進委員会は、農林水産省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

(区分経理)

第九条 都道府県緑化推進委員会は、緑の募金による寄附金に係る経理については、その他の経理と区分して整理しなければならない。

(改善命令)

第十条 都道府県知事は、第八条に規定する業務の運営に關し改善が必要であると認めるときは、都道府県緑化推進委員会に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第十一条 都道府県知事は、都道府県緑化推進委員会が次の各号のいずれかに該当するときは、第五条第一項の指定(以下この条において「指定」という。)を取り消すことができる。

一 第六条に規定する業務を適正かつ確実に行

うことができないと認められるとき。

二 指定に關し不正の行為があつたとき。

三 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分違反したとき。

2 都道府県知事は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(聴聞の方法の特例)

第十二条 前条第一項の規定による指定の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

第三章 国土緑化推進機構

(指定)

第十三条 農林水産大臣は、森林整備等の推進を図ることを目的として設立された民法第三十四条の法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申出により、全国に一を限って、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

(業務)

第十四条 前条の指定を受けた者(以下「国土緑化推進機構」という。)は、緑の募金による寄附金及び第十八条第一項の規定により交付される寄附金を用いて、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

一 緑の募金並びに緑の募金による寄附金及び第十八条第一項の規定により交付される寄附金の管理を行うこと。

二 森林整備等を行う者又は森林整備等を行う者に対して助成をする者のうち国土緑化推進機構による助成を受けることが適当なものと

して農林水産省令で定める要件に該当するものに對して交付金の交付を行うこと。

三 森林整備等の事業のうち国土緑化推進機構が行うことが適当なものとして農林水産省令で定める要件に該当するものを行うこと。

四 都道府県緑化推進委員会相互の連絡及び業務の調整を行うこと。

五 都道府県緑化推進委員会に対する指導及び助言を行うこと。

六 都道府県緑化推進委員会の業務に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

七 森林整備等に関する調査及び研究を行うこと。

八 前各号の業務に附帶する業務を行うこと。

(準用)

第十五条 第五条第二項から第四項まで及び第七條から第十二條までの規定は、国土緑化推進機構について準用する。この場合において、第五條第二項中「都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣」と、「前項」とあるのは「第十三條」と、同條第三項及び第四項、第七條第三項並びに第八條中「都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣」と、第九條中「寄附金」とあるのは「寄附金及び第十八條第一項の規定により交付される寄附金」と、第十條中「都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣」と、「第六條」とあるのは「第十四條」と、第十一條第一項中「都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣」と、「第五條第一項」とあるのは「第十三條」と、同項第一号中「第六條」とあるのは「第十四條」と、同條第二項中「都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣」と読み替へるものとする。

第四章 緑の募金

(緑の募金の性格)

第十六条 緑の募金は、寄附者の自発的な協力を基礎とするものでなければならない。

(意見の聴取)

第十七条 国土緑化推進機構は、緑の募金を行うときは、あらかじめ、当該緑の募金を行おうとする地域の属する都道府県の都道府県緑化推進委員会の意見を聴かなければならない。

(寄附金の使途)

第十八条 都道府県緑化推進委員会は、農林水産省令で定めるところにより、緑の募金による寄附金の一部を国土緑化推進機構に交付するものとする。

2 都道府県緑化推進委員会は、前項に定めるところによるほか、緑の募金による寄附金を、第六條に規定する業務の実施に要する経費に充てること以外の使途に用いてはならない。ただし、当該都道府県の区域外における森林整備等の推進のために農林水産省令で定める使途に用いる場合は、この限りでない。

3 国土緑化推進機構は、緑の募金による寄附金及び第一項の規定により交付された寄附金を、第十四條に規定する業務の実施に要する経費に充てること以外の使途に用いてはならない。

(計画の公告及び届出)

第十九条 都道府県緑化推進委員会は、緑の募金を行うときは、あらかじめ、第七條第一項の運営協議会の意見を聴いて、当該緑の募金の目標額及び当該緑の募金による寄附金の使途についての計画を定め、これを公告するとともに、都道府県知事に届け出なければならない。

(交付金の交付等の決定)

第二十条 都道府県緑化推進委員会は、緑の募金による寄附金に係る第六条第一号の交付金の交付先及び交付する額並びに同条各号(同条第二号を除く。)に掲げる業務(このその業務の実施に要する経費に充てる当該寄附金の額及び第十八条第二項ただし書の農林水産省令で定める使途)のその使途に充てる当該寄附金の額を決定しようとするときは、あらかじめ、第七条第一項の運営協議会の意見を聴かなければならない。

(結果の公告及び届出)

第二十一条 都道府県緑化推進委員会は、毎事業年度終了後三月以内に、当該事業年度に行つた緑の募金による寄附金の総額、当該寄附金に係る第六条第二号の交付金の交付を受けた者の氏名又は名称及び交付した額並びに同条各号(同条第二号を除く。)に掲げる業務(このその業務の実施に要する経費に充てた当該寄附金の額及び第十八条第二項ただし書の農林水産省令で定める使途)のその使途に充てた当該寄附金の額を公告するとともに、都道府県知事に届け出なければならない。

(準用)

第二十一条 前三条の規定は、国土緑化推進機構について準用する。この場合において、第十九条中「第七条第一項」とあるのは「第十五条において準用する第七条第一項」と、「都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣」と、第二十条中「緑の募金による寄附金に係る第六条第二号」とあるのは「緑の募金による寄附金又は第十八条第一項の規定により交付された寄附金に係る第

十四条第二号」と、「当該寄附金の額及び第十八条第二項ただし書の農林水産省令で定める使途」とのその使途に充てる当該寄附金の額」とあるのは「これらの寄附金の額」と、「第七条第一項」とあるのは「第十五条において準用する第七条第一項」と、第二十一条中「緑の募金による寄附金の総額、当該寄附金に係る第六条第二号」とあるのは「緑の募金による寄附金及び第十八条第一項の規定により交付された寄附金のそれぞれの総額、これらの寄附金に係る第十四条第二号」と、「当該寄附金の額及び第十八条第二項ただし書の農林水産省令で定める使途」とのその使途に充てた当該寄附金の額」とあるのは「これらの寄附金の額」と、「都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣」と読み替へるものとする。

(情報の提供)

第二十三条 都道府県緑化推進委員会及び国土緑化推進機構は、緑の募金についての国民の理解を深めるため、緑の募金による寄附金を用いて行われた森林整備等の成果に関する情報が提供されるように努めなければならない。

第五章 雑則

(報告及び検査)

第二十四条 都道府県知事は都道府県緑化推進委員会に対して、農林水産大臣は国土緑化推進機構に対して、これらの団体の業務の適正な運営を確保するため必要な限度において、その業務に関し報告をさせ、又はその職員にこれらの団体の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、そ

の身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(省令への委任)

第二十五条 この法律に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

(罰則)

第二十六条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第十九条(第二十一条において準用する場合を含む。)の規定による公告又は届出をしなかつた者

二 第二十一条(第二十一条において準用する場合を含む。)の規定による公告若しくは届出をせず、又は虚偽の公告若しくは届出をした者

三 第二十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

2 都道府県緑化推進委員会又は国土緑化推進機構の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その都道府県緑化推進委員会又は国土緑化推進機構の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その都道府県緑化推進委員会又は国土緑化推進機構に対して同項の刑を科する。

附 則

この法律は、平成七年六月一日から施行する。

緑の募金による森林整備等の推進に関する法律案(衆議院提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、森林及び樹木が人間の健康的で文化的な生活を確保する上で欠くことができない役割を果たしていることにかんがみ、森林の整備及び緑化の推進並びにこれらに係る国際協力の推進に資するため、緑の募金の健全な発展を図るために必要な措置を講ずることにより、国民が行う森林整備等に係る自発的な活動等の円滑化を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 都道府県知事は、森林整備等の推進を図ることを目的とする公益法人を、当該都道府県に一を限って、指定することができるものとすし、その指定を受けた者(以下「都道府県緑化推進委員会」という。)は、緑の募金による寄附金を用いて、緑の募金及び緑の募金による寄附金の管理、森林整備等を行う者等への交付金の交付等の業務を行うものとする。

2 農林水産大臣は、森林整備等の推進を図ることを目的とする公益法人を、全国に一を限って、指定することができるものとすし、その指定を受けた者(以下「国土緑化推進機構」という。)は、緑の募金による寄附金及び4により交付される寄附金を用いて、緑の募金及び緑の募金による寄附金の管理、森林整備等を行う者等への交付金の交付、都道府県緑化推進委員会相互の連絡及び業務の調整等の業務を行うものとする。

3 都道府県緑化推進委員会及び国土緑化推進機構には、その業務の運営に関する重要事項

を調査審議する運営協議会を置くものとする
こと。

4 都道府県緑化推進委員会は、緑の募金による寄附金の一部を国土緑化推進機構に交付するものとする。

5 都道府県緑化推進委員会及び国土緑化推進機構は、運営協議会の意見を聴いて、緑の募金の目標額及び緑の募金による寄附金の使途についての計画を定め、公告及び届出をすることともに、その結果について、公告及び届出をしなければならないこと。

6 都道府県緑化推進委員会及び国土緑化推進機構は、緑の募金による寄附金を用いて行われた森林整備等の成果に関する情報が提供されるように努めなければならないこと。

7 本法は、平成七年六月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、国民が行う森林整備等に係る自発的な活動等の円滑化を図るために、緑の募金の健全な発展を図る上で必要な措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成七年四月二十七日

農林水産委員長 中西 績介

衆議院議長 土井たか子殿

衆議院会議録第二十号中正誤

ペジ 段 行 誤

正

二〇三二 違うとするば、 違うとするば、

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

(第十号の発送は都合により後日となるため、第二十三号を先に発送しました。)

発行所	〒一〇五 東京都港区 虎ノ門二丁目二番四号 大蔵省印刷局
電 話	03 (3587) 4294
定 価	本号一部 (税 六円を含む) 送料別